

經營系專門職大学院認証評価

点 検 ・ 評 価 報 告 書

經營系專門職大学院名称 : 兵 庫 県 立 大 学 大 学 院

会 計 研 究 科 会 計 專 門 職 專 攻

目 次

序 章	1
本 章	3
1 使命・目的・戦略	3
項目 1：目的の設定及び適切性	3
項目 2：目的の周知	4
項目 3：目的の実現に向けた戦略	5
【1 使命・目的・戦略の点検・評価】	6
2 教育の内容・方法、成果等	7
(1) 教育課程・教育内容	7
項目 4：教育課程の編成	7
項目 5：単位の認定、課程の修了等	14
(2) 教育方法	19
項目 6：履修指導、学習相談	19
項目 7：授業の方法等	20
項目 8：授業計画、シラバス	22
項目 9：成績評価	24
項目 10：改善のための組織的な研修等	26
(3) 成果	32
項目 11：教育成果の評価の活用	32
【2 教育の内容・方法・成果の点検・評価】	33
3 教員・教員組織	34
項目 12：専任教員数、構成等	34
項目 13：教員の募集・任免・昇格	39
項目 14：教育研究活動等の評価	43
【3 教員・教員組織の点検・評価】	44
4 学生の受け入れ	45
項目 15：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理	45
【4 学生の受け入れの点検・評価】	49
5 学生支援	50
項目 16：学生支援	50
【5 学生支援の点検・評価】	55
6 教育研究等環境	56
項目 17：施設・設備、人的支援体制の整備	56
項目 18：図書資料等の整備	59
項目 19：専任教員の教育研究環境の整備	60
【6 教育研究等環境の点検・評価】	62
7 管理運営	63
項目 20：管理運営体制の整備、関係組織等との連携	63
項目 21：事務組織	67
【7 管理運営の点検・評価】	69
8 点検・評価、情報公開	70
項目 22：自己点検・評価	70
項目 23：情報公開	74
【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】	77
終 章	78

序 章

(1) 兵庫県立大学大学院会計研究科会計専門職専攻の設置の経緯及び目的、特色について

兵庫県立大学（以下「本学」という。）は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学という3つの県立大学を新しい理念のもとに統合し、2004年4月に創立された。「兵庫県立大学創立の基本理念」は、次のとおりである。

基本目標

統合による相乗効果と総合大学のもつ利点・特徴を最大限に生かし、異分野間の融合を重視した教育と研究を行い、独創的・先駆的な研究を推進して「新しい知の創造」に全力を尽くすとともに、新しい時代の進展に対応し得る確固たる専門能力と幅広い教養とを備えた人間性豊かな人材の育成に努め、地域の発展と我が国の繁栄、ひいては世界・人類の幸せに貢献し得る大学となることを目指す。

めざす大学像

- ①教育の成果を誇り得る人間性豊かな大学
- ②先導的・独創的な研究を行う個性豊かな大学
- ③世界に開かれ、地域とともに発展する夢豊かな大学

この基本理念に照らして、大学院における社会的・国際的に通用する高度専門職業人養成に対する期待に応えるため、職業分野の特性に応じた柔軟で実践的な教育を可能とする「専門職大学院」の設置を検討することとなり、2007年4月、本学において最初の専門職学位課程として大学院会計研究科会計専門職専攻（以下「本専攻」という。）が設置されるに至ったのである。

その背景には、企業経営において会計情報の戦略的活用が重視されるようになってきたり、経済活動のグローバル化に伴い、会計基準や監査基準の国際的統一化が進展したりすることによって、このような動きに対応できる専門的人材に対するニーズが急速に高まったことがあった。また、本学の前身である神戸商科大学は、これまで公認会計士や税理士など多くの会計専門職業人を輩出してきた。こうした社会的背景や本学の歴史と実績を踏まえ、経済社会において重要な役割を担うことが一層求められている高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人、具体的には①監査業務や税務業務などの担い手、②企業など民間部門における専門的な実務の担い手、③自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手を育成することは、社会的にも大きな貢献を果たすことになるものと考えたのであった。

このように、本専攻の特色は必ずしも公認会計士に限定することなく、社会の幅広いニーズに応えようとしている点にある。また、社会のあらゆる領域でこれまで経験したことのない変化が生じており、特に会計基準及び監査基準の国際的統一化に象徴されるようにグローバル化の進展が顕著であることから、単に多くの会計専門職業人を輩出することにとどまらず、社会環境の変化に適応しリーダーシップを発揮できるような人材を社会に送り出すことが重要であると考えている。

(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取り組み

本学は、開学当初から本学の目指す大学像の実現に向けて中期計画（計画期間：3年間）を策定し、この中期計画の着実な推進を図り、本学の教育、研究、社会貢献活動等の質の向上に資するとともに、大学運営の状況を明らかにし、社会への説明責任を果たすため、中期計画の進捗状

況について自己点検・評価を実施してきた。さらに、本学の業務の実績について評価を行い、業務運営の改善・充実及びその計画的な運営に資するため、設置者（兵庫県）において兵庫県立大学評価委員会を設置し、定期的な評価を行ってきた。

2013年4月に公立大学法人に移行したことを契機に、地方独立行政法人法の規定により、計画期間を6年間とする中期計画を策定するようになり、また評価機関の名称も兵庫県公立大学法人評価委員会に変わったが、自己点検・評価に関しては、本学と設置者との関係に大きな変更はない。

また、本学は2009年度及び2016年度に大学機関別認証評価（認証評価機関：（独）大学評価・学位授与機構）を受審し、いずれも「大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている」との結果であった。

本専攻は、大学を構成する部局の1つとして、このような自己点検・評価及び大学機関別認証評価に取り組んできた。

他方、本専攻独自の取組みとしては、2009年3月に最初の修了生を送り出したことを契機に、（財）大学基準協会の経営系専門職大学院基準を参考にして、2007年度及び2008年度の活動について最初の自己点検・評価報告書を作成した。

その後、2010年度に分野別認証評価として、（財）大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審し、その結果は「本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する」というものであり、総評では「教育目的の達成および特徴の伸張のため、鋭意検討を行うことが望まれる諸点として指摘されるものの、貴専攻は、会計分野の専門職大学院として、全体的に適切な運営がなされ、かつ、優れた取組みも見られることから、総じて高く評価するところである」というコメントをいただいた。

2015年度に（公財）大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を再び受審し、その結果は「本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する」というものであり、総評では「他の会計分野の専門職大学院の参考となるような優れた取組みも少なくない。このような取組みをより充実・発展させるためにも、今回の認証評価で指摘した検討課題等を、貴専攻における教育の質の改善に向けた助言として、今後の中長期ビジョン策定の中で考慮されることを期待するものである」というコメントをいただいた。

本専攻は、検討課題等の解決に着実に取り組んできたつもりであるが、2020年度に（公財）大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を三度受審することとなった。本専攻では、このたびの受審を、本専攻の現状を客観的に把握し、その目的を達成するために必要な改善につなげることのできる好機と捉えている。そのため、自己評価委員会を中心に、研究科長をはじめ全専任教員で取り組むことにした。また、これまでと同様、その結果をホームページに公表することを予定している。社会的評価を受けることで、独自に取り組んでいる自己点検・評価を見直し、本専攻の一層の充実につなげたいと考えている。

本章

1 使命・目的・戦略

項目 1：目的の設定及び適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：経営系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。〔F群〕

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。〔「専門院」第2条第1項〕〔L群〕

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕〔L群〕

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1-1：固有の目的の設定

経営系専門職大学院という括りからすると、本専攻は会計分野に絞った専門職大学院という位置づけになる。具体的に本専攻が育成しようとする人材は、①監査業務や税務業務などの担い手、②企業など民間部門における専門的な実務の担い手、③自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手である。そして、そこに共通する人材像は「高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人」である。

これは、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命、すなわち、「優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成」ということに合致している。

1-2：固有の目的の適合性

本専攻の固有の目的、すなわち「高い資質・職業倫理・専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人」の育成は、学校教育法に照らせば、会計分野の専門職大学院であることを具体的に示していることは明らかであるから、本専攻の固有の目的は専門職学位課程の目的に適ったものである。

学校教育法	第99条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。
-------	--

1-3：固有の目的の明文化

本専攻は、「会計研究科規程」第3条において、固有の目的を次のように明らかにしている。

(研究科における教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、監査業務や税務業務などの担い手、企業など民間部門における専門的な実務の担い手、自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手として、高い資質・職業倫理・

専門的能力に加えて、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力など高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人の育成を目的とする。

1-4：固有の目的の特色

本専攻が育成しようとする「会計専門職業人」とは、①監査業務や税務業務などの担い手、②企業など民間部門における専門的な実務の担い手、③自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手、である。本専攻では、これを「人材育成のターゲット」と呼んでいる。そして、その特色は必ずしも公認会計士に限定することなく、社会の幅広いニーズに応えようとしている点にある。

本専攻は当初から受験予備校的な存在とは一線を画しており、本専攻が目指す会計専門職業人の育成は、現代社会が必要とする人材を育成するとともに、それを通じて健全な経済社会の発展に寄与することを目的としている。そのため、特に現代の会計専門職業人に求められる倫理観を身につけ、かつ、それを実務に適用し実践できる能力を開発することが、本専攻の使命であり、社会のニーズに応える点で重要であると考えている。

また、社会のあらゆる領域でこれまで経験したことのない変化が生じており、特に会計基準及び監査基準の国際的統一化に象徴されるようにグローバル化の進展が顕著であることから、単に多くの会計専門職業人を輩出することにとどまらず、社会環境の変化に適応しリーダーシップを発揮できるような人材を社会に送り出すことが重要であると考えている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（会計研究科規程）

項目 2：目的の周知

各経営系専門職大学院は、固有の目的を教職員・学生等の学内構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-5：教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔F群〕

<現状の説明>

1-5：固有の目的の周知

本専攻の固有の目的は、本専攻のパンフレット、学生募集要項、ホームページに掲載することによって、社会一般に広く明らかにしている。また、本専攻の専任教員及び本専攻を担当する学務課の職員は、日頃から本専攻の固有の目的を意識しながら業務に従事している。兼任教員及び兼任教員については、就任依頼時に本専攻の固有の目的に加えて、専門職大学院が従来の大学院

とは異なることや、どのような学生が教育の対象になるのかについて説明している。他方、学生に対しては、新入生オリエンテーションにおいて「講義要目」に基づいて説明し、その後も機会あるごとに言及している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（履修の手引）
- ・添付資料 1-2：「会計研究科学生募集要項（2020 年度入学試験）」
- ・添付資料 1-3：「会計研究科パンフレット（2019 年度）」
- ・「会計研究科の概要 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/outline.html>

項目 3：目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

<評価の視点>

1-6：固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成していること。〔F 群〕

1-7：固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔A 群〕

<現状の説明>

1-6：固有の目的の実現に向けた戦略の作成

本学では、地方独立行政法人法の規定により、設立団体の長である兵庫県知事が定めた中期目標（公立大学法人の中期目標期間は6年）に基づき、公立大学法人である兵庫県立大学が作成し、兵庫県知事の認可を得た計画（中期計画）を作成している。

現在の第二期中期目標においては、「豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成し、あわせて学術的な新知見を国内外に発信し、もって地域の発展と我が国の繁栄、ひいては世界、人類の幸せに貢献すること」を基本目標に掲げるとともに、「今後一層目指すべき大学像として、①国内外で自立し活躍する次代を担うリーダーを育成する大学、②次代を切り拓く先導的・創造的な研究を推進する大学、③兵庫の強みを生かし、地域の未来の活力創出に貢献する大学」を示している。

そして、これを受けて第二期中期計画では、「(3)高度な専門性を有する人材の育成」を掲げ、「⑤社会の変化に的確に対応した大学院改革等の検討」として、本専攻を含む、経済・経営系大学院、すなわち、大学院課程である経済学研究科及び経営学研究科、専門職学位課程である会計研究科及び経営研究科について一体的な改革に取り組むこととしている。

これは、2019 年 4 月に既存の経済学部及び経営学部を再編し、経済経営を幅広く学ぶとともに、グローバル社会で活躍できる人材を育成する国際商経学部、及び情報科学を軸として高度化・複雑化が進む社会における課題を解決する人材を育成する社会情報科学部を設置したことを受けて、学部と大学院との接続を図るとともに、大学院教育の目的の明確化など、あるべき大学院の姿を描くことを意図している。

1-7：固有の目的の実現に向けて作成した戦略の実行

前述した経済・経営系大学院一体改革は、2021年4月に1つの研究科への組織再編を行うべく文部科学省へ届出を予定している。このため、現時点でその内容を詳らかにすることはできないため、実地調査の時に説明することとしたい。

<根拠資料>

- ・「公立大学法人兵庫県立大学第二期中期目標及び第二期中期計画（2019年4月～2025年3月）
本学のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/houjin/middle.html>

【1 使命・目的・戦略の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

目的の実現に向けた戦略の作成及び実行に関連して、最大の課題は定員充足にある。

(2) 改善のためのプラン

経済・経営系大学院一体改革の中で、定員削減も含め、抜本的な対策を検討している。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目4：教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たすために、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針については、学生に周知を図ることが必要である。

各経営系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。また、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門院」第6条）〔F群、L群〕

(1) 経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）、すなわち、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成していること。

(2) 経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等を適切に配置していること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効率的に実施するため、以下の者から成る教育課程連携協議会を設けていること。その際、(1)以外の者が過半数であること。（「専門院」第6条の2）〔L群〕

(1) 学長又は当該経営系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員

(2) 当該分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、当該分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該分野の実務に関し豊富な経験を有する者

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者（ただし、教育の特性により適当でない場合は置くことを要さない。）

(4) 当該経営系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該経営系専門職大学院の長が必要と認める者

2-5：当該分野を取り巻く状況に配慮しつつ、教育課程連携協議会の意見を勘案しながら教育課程を編成してい

ること。(「専門院」第6条第2項)〔L群〕

2-6：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。〔A群〕

<現状の説明>

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の明文化並びに学生への周知

本専攻は、次のように学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

会計研究科は、監査業務や税務業務などの担い手、企業など民間部門における専門的な実務の担い手、自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人に必要とされる専門的知識・技能に加えて、幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力、将来にわたり広く社会のニーズに応えようとする使命感を身につけている者に、会計修士（専門職）の学位を授与します。

現在、会計を含む、あらゆる領域で不連続的な変化が生じていることから、「社会環境の変化に対応できる会計専門職業人」を育成することが重要であると考えられる。そこでは、学生は現在の理論・制度・技能を学ぶのであるが、それが必ずしも固定的でないことから、それを鵜呑みにするのではなく相対化し、論理の筋道を理解するという複眼思考が重要であると考えているのである。

そして、このような学位授与方針を踏まえて、次のように教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。

会計研究科は、監査業務や税務業務などの担い手、企業など民間部門における専門的な実務の担い手、自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人に必要とされる専門的知識・技能に加えて、グローバルな視野を含む幅広い見識や職業倫理に根ざした健全な判断力、そして、既存の知識・技能を鵜呑みにせず、その意味を理解しようとする姿勢を身につけるために必要な授業科目を、学士課程レベルの知識・技能を確認するとともに会計専門職業人に必要とされる基礎的知識・技能を修得するための「基本科目」、より高度な専門的知識・技能を修得するための「発展科目」、ケーススタディなどを通じて最先端の専門的知識・技能を修得するための「応用・実践科目」に分けて配置することによって、理論と実務の架橋を実現します。

そして、これらの方針を本専攻のパンフレットやホームページに掲載することによって、広く周知している。また、入学後にも、新入生オリエンテーションにおいて、「講義要目」に基づき、本専攻の固有の目的との関係で説明している。

2-2：教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程の体系的編成

本専攻が開講する授業科目は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」「経済関係」「私法関係」「統計関係」の各領域に分けられ、また、その性格から「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に大別される。

基本科目：原理的・理論的な性格が強く、会計専門職業人に必要とされる基礎的知識を提供する授業科目です。したがって、単位の認定にあたっては、基礎的知識の修得が図られていることを到達目標とします。

発展科目：会計専門職業人に必要な高度な専門的知識や技能を提供する授業科目です。したがって、単位の認定にあたっては、基本科目と比べてより高度な専門的知識や技能の修得が図られていることを到達目標とします。

応用・実践科目：会計専門職業人に求められる最先端の専門的知識や技能を提供するために実践的な教育を行う授業科目であり、本研究科の教育の柱となる領域にケーススタディ科目として配置されています。したがって、単位の認定にあたっては、最先端の専門的知識や技能の修得が図られていることを到達目標とします。

(1) 人材養成との関連性

その特徴は、第1に、実務に必要な専門的知識はもちろん、それに加えて、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を育成する観点から科目を配置していることである。

グローバル人材とは、「国際的視野のもと、自分の考えを持った上で、異なる考え、意見を理解し、共通の目的の達成のために違いを縮める議論のできる人」であろう。ここで必要になるのは、自分の考えを持てるように専門性を高めること、そして、それを分かりやすく説明できることである。そこで、本専攻では、すべての授業科目において、学生が知識を単に暗記するのではなく、「なぜ」を理解することを重視している。なぜなら、真の意味で理解していなければ、確実な知識とはならず、その結果、記憶としても定着しないからである。言い換えれば、記憶力よりも思考力が重視されるということである。

加えて論理的思考力を身につけることを目的として、少人数で行う「基礎演習」及び「研究演習」を設けている。「基礎演習」（1年次）では、コミュニケーション能力を養成するために、プレゼンテーション、質疑応答及び討論を課す、双方向・多方向的な授業を行っている。「研究演習」（2年次）では、公認会計士・税理士、企業や公的部門などで活躍する会計専門職業人が、それぞれの分野においてリーダーシップを発揮するにあたって必要な課題探求能力やディベート能力などを身につけるために研究レポートの作成指導を行っている。その過程で密度の濃い議論を行うようにしている。また、研究志向の強い学生に対しては、「基礎演習」と「研究演習」の2年間を通じて、修士論文の作成を指導している。

さらに、現代の会計専門職業人に求められる職業倫理観を身につけ、かつ、それらを実務に適用し、実践できる能力を開発するために、「会計職業倫理」を必修科目として配置するとともに、教育の柱となる領域に配置した「応用・実践科目」の中の「ケーススタディ科目」すなわち「財務会計ケーススタディ」「管理会計ケーススタディ」「監査ケーススタディ」「租税法ケーススタディ」「公会計ケーススタディ」「ビジネス・ケーススタディ」において職業倫理に関連する事例を取り上げている。

また、グローバル経営の進展、会計基準及び監査基準の国際的統一化により、グローバルな視野が一層重要になっている。そのため、発展科目として「国際会計」「英文会計」「IFRS 会計」を配置しているが、それだけでなく、あらゆる科目の中で国際的動向を取り上げるようにしている。

(2) 適切な科目配置

第2に、公認会計士試験の試験科目に掲げられている科目はもちろんのこと、幅広い見識・思考能力・判断能力・国際的視野・指導力を身につけるといった観点から重要な科目を、会計科目に加えて会計以外の科目についても、バランスよく開講していることである。

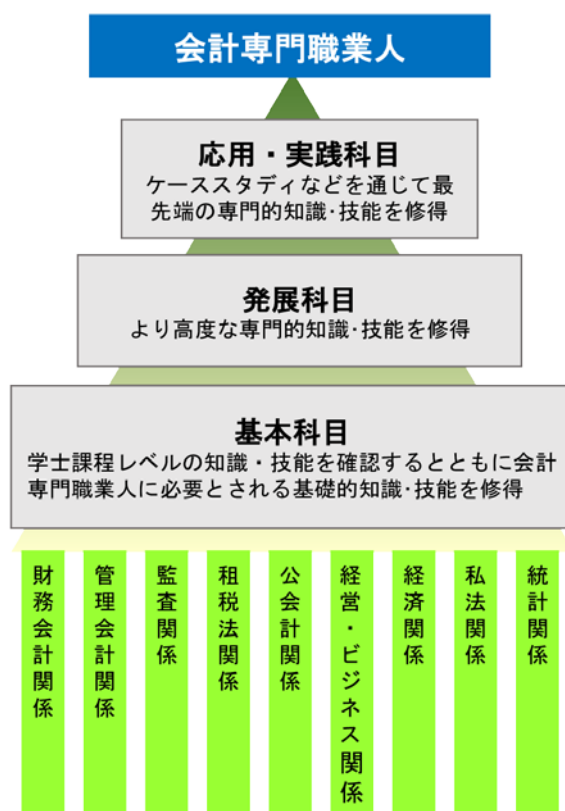
上述の領域のうち、人材育成のターゲットとの関係で教育の柱となる領域は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」であるから、これらの領域には「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」のすべてにわたり、重点的に科目を配置している。なお、前述のように、「基本科目」は基礎的知識を提供する科目、「発展科目」は基礎的知識を展開発展させる科目、「応用・実践科目」は先端的知識を学ぶ科目である。

(3) 系統的・段階的履修

第3に、学生による履修が系統的・段階的に行われるようになってきていることである。本専攻のカリキュラムを構成する授業科目は、大まかに言うと、「基本科目」及び「発展科目」が理論教育を担い、「応用・実践科目」が実務教育を担っている。そして、おおむね「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」の順に履修するように指導しており、それによって理論教育の到達点の上に実務教育を行うことを想定している。「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」は、第4セメスターで開講しており、ここで理論と実務の架橋を図る。

また、本専攻は、学生による履修の指針として、①監査業務などの担い手としての公認会計士、②税務業務などの担い手としての税理士、③企業（財務部門）における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人、④企業（管理部門）における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人、⑤公的部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人、⑥公的部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人（国税専門官）、を想定した履修モデルを提示しており、これも系統的・段階的履修を可能にする一助となっている。

科目の概念図



カリキュラム体系

	基本科目	発展科目	応用・実践科目
財務会計	簿記Ⅰ(2単位) 財務会計(2単位)	簿記Ⅱ(2単位) 会計基準Ⅰ(2単位) 会計基準Ⅱ(2単位) 会計基準Ⅲ(2単位) 会計制度・ディスクロージャー (2単位) 国際会計(2単位) 英文会計(2単位) IFRS会計(2単位) 財務会計特論(2単位)	財務会計ケーススタディ (2単位)
管理会計	原価計算Ⅰ(2単位) 管理会計Ⅰ(2単位)	原価計算Ⅱ(2単位) 管理会計Ⅱ(2単位) 経営分析(2単位) 管理会計特論(2単位)	管理会計ケーススタディ (2単位)
監査	監査概論(2単位) 会計職業倫理(2単位)	監査基準(2単位) 内部監査・内部統制(2単位) IT監査(2単位) 監査特論(2単位)	監査ケーススタディ (2単位)
租税法	租税法Ⅰ(2単位)	租税法Ⅱ(2単位) 所得税法(2単位) 法人税法(2単位) 租税法特論(2単位)	租税法ケーススタディ (2単位)
公会計	公会計概論(2単位)	政府会計(2単位) 公営企業会計(2単位) 非営利組織会計(2単位) 行政法(2単位) ニュー・パブリック・マネジメント (2単位) 公会計特論(2単位)	公会計ケーススタディ (2単位)
経営・ ビジネス	経営学概論(2単位)	経営戦略(2単位) 経営組織(2単位) 経営情報システム(2単位) 生産マネジメント(2単位) 人的資源マネジメント(2単位) マーケティング(2単位) 財務マネジメント(2単位) ビジネス・モデル(2単位) ビジネス特論(2単位)	ビジネス・ケーススタディ (2単位)
経済	ミクロ経済学(2単位)	マクロ経済学(2単位) 財政学(2単位)	
私法	企業法概論(2単位)	民法Ⅰ(2単位) 民法Ⅱ(2単位) 会社法Ⅰ(2単位) 会社法Ⅱ(2単位)	
統計	統計学(2単位)	経営統計(2単位)	
演習	基礎演習(4単位)		研究演習(4単位)

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成

本専攻がこのような教育課程を編成するのは、社会からの要請、学生の多様なニーズ、学術の発展動向を考慮しているからである。

本専攻を含む、会計専門職大学院は、金融審議会公認会計士制度部会専門的教育課程についてのワーキングチーム「専門職大学院における会計教育と公認会計士試験制度との連携について」

(2003年11月17日)の趣旨に沿って設置されている。これは、専門職業人を養成するのに、教育課程を整備することなく、単に試験によって選抜するだけでよいのか、という疑問に答えたものであった。近年、公認会計士試験の合格者数が安定しないことから、公認会計士を目指す学生の数が大きく変動するという事情もあるが、国際会計士連盟が国際教育基準を提示するなど、国際的な教育水準を高める努力を行っていることを考えると、専門職学位課程を通じた公認会計士の養成は、会計専門職大学院の重要な社会的使命であると考えられる。

一方、本専攻の修了者が必ずしも公認会計士になる者だけでないことも確かであるから、本専攻は、公認会計士以外にも多様な人材の育成を目指している。たとえば会計情報の信頼性を担保するためには、監査を受ける企業等の会計担当者のレベルを引き上げることが必要であることから、企業等への就職を希望する学生にも、公認会計士や税理士と比べて遜色のない水準が求められていると考えている。既述のように、本専攻は、学生の多様なニーズに応えるために、キャリアプラン別の履修モデルを提示したり、「ケーススタディ科目」において多様な受入先を確保して学外研修(インターンシップ)を実施したりしている。

さらに学術の発展動向については、各国の会計基準のIFRSへの収斂という形で会計基準のコンバージェンスが進んでいることは、学界の主要なトピックスの1つであり、この傾向は多少の遅滞はあっても、不可逆的であると見られる。そして、IFRSの導入は、単に会計の技術的な側面にとどまらず、内部統制や情報システムの変更、従業員の教育研修の対応、ビジネス上の意思決定への影響など、企業経営全体に多面的な影響を与えることが予想されている。学界における最新の研究成果を教育に反映させることは、専門職大学院の使命であり、強みであると考えられる。

2-4：教育課程連携協議会の設置

本専攻では、「会計研究科教育課程連携協議会規程」を制定し、会計研究科教育課程連携協議会を設けている。その委員構成は次のとおりであり、本専攻の関係者以外が過半数である。なお、教育課程連携協議会は、年1回開催予定であり、2019年9月2日に第1回の協議会を開催した。

教育課程連携協議会の委員構成

構成員区分				氏 名	現所属及び役職名
1	2	3	4		
✓				林 昌彦	会計研究科教授 研究科長
✓				土田 俊也	会計研究科教授 教務委員長
	✓			坪田 一夫	神姫バス株式会社 常務取締役
	✓			宮田 勇人	日本公認会計士協会兵庫会 会長
	✓			村上 智彦	村上智彦税理士事務所 所長
		✓		東元 良宏	兵庫県 会計管理者

- ・区分1：学長又は当該経営系専門職大学院の長が指名する教員その他の職員
- ・区分2：当該分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- ・区分3：地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- ・区分4：当該経営系専門職大学院が置かれる大学の教員その他の職員以外の者であって学長又は当該経営系専門職大学院の長が必要と認める者

2-5：教育課程連携協議会の意見を勘案した教育課程の編成

教育課程連携協議会は、年1回開催予定であり、2019年9月2日に第1回の協議会を開催した。この時の議題は、「会計研究科の使命と3つのポリシーについて」及び「平成30年度自己点検・評価報告書について」である。前者は経済・経営系大学院一体改革が行われていることから、目的の再定義のために取り上げたのであり、後者は平成30年度実績の検証である。ただ、教育課程の編成を変えることは慎重に行うべきであり、中長期的視野のもとに考えることとしたい。

2-6：特色ある科目の配置

本専攻は、さまざまな分野で活躍する会計専門職業人を育成することを目的としているが、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に関連して既述したように、「社会環境の変化に対応できる会計専門職業人」を育成することを重視しており、そのためには現在の理論・制度・技能を単に鵜呑みにするのではなく相対化し、論理の筋道を理解するという複眼思考が重要であると考えている（評価の視点2-1参照）。言い換えると、学生が会計専門職大学院で学ぶということは、単なる受験対策であってはならないと考えている。

したがって、思考過程を重視して意味を考えたり、学習の質を高める方法を工夫したりする機会を提供することが必要である。また、学生間の相互学習も効果的であろう。このことから本専攻では、演習科目として1年次に「基礎演習」を、2年次に「研究演習」及び「ケーススタディ科目」を配置している。これらの科目は、後述するように、少人数で行われており（評価の視点2-18参照）、本専攻の特色の1つである少人数教育の中心である。

基 礎 演 習：論理的思考力を身につけ、また、大学院修了後の進路を視野に入れた履修設計やキャリアプランの指導を行うために、少人数クラスで運営する授業科目（修士論文の作成を希望する者に対する指導を含む。）です。

研 究 演 習：会計専門職業人がリーダーシップを発揮するにあたって必要な課題探求能力やディベート能力などを身につけるため、および、修士論文の作成指導を行うため（修士

論文の作成を希望する者のみ)の授業科目です。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1:「会計研究科 2019 年度講義要目」
- ・添付資料 1-3:「会計研究科パンフレット (2019 年度)」
- ・添付資料 2-9:「会計研究科教育課程連携協議会規程」
- ・添付資料 2-10:「2019 年度会計研究科教育課程連携協議会議事録」
- ・「会計研究科の概要 本専攻のホームページ」

[e/outline.html](http://outline.html)

項目 5 : 単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

2-7: 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間(教室外の準備学習・復習を含む。)等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。(「大学」第 21 条、第 22 条、第 23 条)〔L 群〕

2-8: 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録できる単位数の上限を設定していること。(「専門院」第 12 条)〔L 群〕

2-9: 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該経営系専門職大学院入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。(「専門院」第 13 条、第 14 条)〔L 群〕

2-10: 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。(「専門院」第 2 条第 2 項、第 3 条、第 15 条)〔L 群〕

2-11: 課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。(「専門院」第 10 条第 2 項)〔L 群〕

2-12: 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して当該期間を設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。(「専門院」第 16 条)〔L 群〕

2-13: 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を公正かつ厳格に運用していること。〔F 群〕

2-14: 授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容にふさわしい名称を付していること。(「学位規則」第 5 条の 2、第 10 条)〔F 群、L 群〕

<現状の説明>

2-7: 適切な単位設定

本専攻で開講される授業科目の時間については、「会計研究科規程」第 4 条第 2 項において、以下のように定めている。ただし、「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」においては、授業の一部で学外研修(インターンシップ)を実施しているが、その実情に応じて1科目が2単位になるようにしている。

なお、2単位の講義科目については、週1回の授業を15回実施することを原則としている。

(授業科目及び単位の計算)

第4条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第1のとおりとする。

2 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準をもって1単位とする。

3 各年度の開講科目名、授業時間数は学年の始めに告示する。

2-8：履修登録できる単位数の上限設定

以上の前提のもとで、本専攻では、学生が「各学期において、履修科目の届出を行うことのできる単位数は原則として18単位以内と」している（「会計研究科規程」第5条第2項）。これは、学生がこの上限で履修したとしても、負担が過重にならないように配慮したものであるとともに、後述する修了要件の48単位に照らしても妥当である。

(履修科目の届出)

第5条 学生は、履修しようとする授業科目については、毎学年の所定の期日までに履修科目の届出をしなければならない。

2 各学期において、履修科目の届出を行うことのできる単位数は原則として18単位以内とする。

前段に定める単位数の計算は、通年科目にあつてはその単位数に2分の1を乗じて得た数を当該科目の単位数として行う。

3 学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。

4 届出期限後の履修科目の変更は、正規の手続による履修科目の取消しの場合を除き、認められない。

5 前項の規定にかかわらず、開講科目、授業時間割等が中途変更されたときは、その都度、履修科目の届出の変更を認める。

ただし、キャリアプランの関係から必要があるなどの場合には、1年間に履修することのできる単位数を36単位以内とし、22単位を限度として前期及び後期の履修単位数を選択することができるものとしているが、2年次には、「研究演習」（4単位）を履修することを指導している関係から、再履修科目を履修する場合には、1年間に履修することのできる単位数を40単位以内とし、22単位を限度として前期及び後期の履修単位数を選択することができるものとしている。

なお、1学期に18単位を超える履修を希望する学生は、18単位超過履修希望願を教務委員会に提出し、許可を受けるものとしている（添付資料2-2：「会計研究科履修可能単位数に関する申し合わせ事項」を参照）。

2-9：他大学院修得単位又は入学前修得単位の認定

本専攻では、次のように「会計研究科規程」第6条、第7条及び第8条において、それぞれ規定している。

(他研究科又は学部の授業科目の履修等)

第6条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、会計研究科教授会（以下「教授会」という。）の意

見を聴いた上で、学生に他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 研究科長は、前項の規定により他の研究科又は学部の授業科目の履修を許可するときは、履修先の研究科長又は学部長と協議しなければならない。ただし、経営学研究科、経済学研究科及び経営研究科にあっては、この限りではない。

3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、本研究科において修得したものとみなすことができる。

(他大学院における授業科目の履修等)

第7条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）と本研究科と

の協議に基づき、教授会の意見を聴いた上で、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、本研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴いた上で、学生が本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したも

のとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、前条の規定により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて、本研究科が修了要件として定める単位数の二分の一を超えないものとする。

3 学生は、入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、既修得単位認定願を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

具体的な手続は、次のように「講義要目」に記載し、入学時のオリエンテーション及び Semester ごと のガイダンスで説明している。単位の認定に当たっては、シラバス等を参照し、教授会で慎重に審査することになっているが、過去5年間に認定の実績はない。

1. 5 他大学院科目および既修得単位の認定

教育上特に有益と認めるときは、本研究科教授会で審査の上、①本研究科の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、および②本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）に関して、合わせて24単位を超えない範囲内において本研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができます。

また、本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲内において本研究科が定める期間、本研究科に在学したものとみなすことができます。

入学前の既修得単位の認定を希望する学生は、入学した年の4月末までに、「既修得単位認定願」を学務課に提出しなければなりません。これには、認定を受けようとする科目が修得済みであることを証明する書類（成績証明書）と、その科目のシラバス（コピーでも可。その場合は提出するコピーに「原本と相違ありません。」と記入の上、本人の署名・捺印が必要です。）を添付してください。

（中 略）

2. 2 他研究科の授業科目の履修手続

(1) 本研究科では、他研究科の授業科目を、本研究科研究科長の許可を得た上で、履修することができます。なお、修得した他研究科の授業科目の単位については、本研究科教授会が相当と認める場合に限り、修了所要単位数に算入されます。

他研究科の授業科目の履修を希望する者は、所定の期間内に、他研究科履修許可願を学務課に提出しなければなりません。

(2) 他研究科履修許可願の提出期間については、各学期のはじめに提示します。

2-10：在学期間・修得単位数の適切な設定

本学の場合、専門職学位課程の修了には2年以上在学することが必要である（「兵庫県立大学大学院学則」第26条第1項）。

（専門職学位課程の修了要件）

第26条 専門職学位課程の修了には、当該課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研究科、専

攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該修業年限）以上在学し、研究科規程その他の規程の定めるところにより、所定の授業科目を修得することを必要とする。

2 専門職学位課程においては、第15条第1項の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を

本大学院において修得したものとみなされる場合であつて当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められる者については、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

ただし、本専攻の修了には、2年以上在学し、必修科目及び選択必修科目を含む、それぞれの科目ごとの単位数を満たした上で、合計48単位以上を修得することが必要である（「会計研究科履修規程」第2条第1項）。

なお、学生が修士論文の作成を希望する場合は、「基礎演習」及び「研究演習」において必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することを修了要件に加えることができるとしている（「会計研究科履修規程」第2条第2項、第3条、第4条）。

（修了要件）

第2条 本研究科の修了要件は、次の各号の要件をすべて満たし、48単位以上修得するものとする。

(1) 会計職業倫理、基礎演習 6単位修得。

(2) 簿記Ⅰ、財務会計、原価計算Ⅰ、管理会計Ⅰ、監査概論、租税法Ⅰ、公会計概論、経営学概論のうちから10単位以上修得。

(3) ミクロ経済学、企業法概論、統計学及び発展科目のうちから18単位以上修得。

(4) 応用・実践科目のうちから4単位以上修得。ただし、研究演習について4単位を超えて修得した場合にあっては、修了必要単位数に算入することができるのは、4単位までとする。

2 学生が修士論文の作成を希望する場合は、前項の要件に加えて、基礎演習及び研究演習において必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することを必要とする。

3 前項の規定の適用を学生が希望する旨を申し出たときは、研究科長は、会計研究科教授会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(修士論文)

第3条 前条第3項の許可を受け所定の期間在学した学生は、修士論文を提出することができる。

2 修士論文を提出しようとする者は、基礎演習及び研究演習を履修し、単位を修得しなければならない。

3 前条第3項の許可を受けた者の修士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、兵庫県立大学学位規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第109号）を準用する。

4 修士論文の評価は、合格又は不合格をもって表す。

(最終試験)

第4条 第2条第2項に規定する最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定する修士論文を提出した者について行う。

2-11：修了認定の基準・方法の明示

本専攻では、修業年限及び修了要件について「講義要目」に記載し、入学時のオリエンテーション及び Semester ごとのガイダンスで説明している。

2-12：在学期間短縮の制度

本学では、在学期間の短縮について、「兵庫県立大学大学院学則」第26条第2項において規定している（評価の視点2-10参照）。

2-13：在学期間の短縮に関する基準・方法の明示及び運用

在学期間短縮の認定は、本専攻に入学する前に他の大学院において履修した授業科目を認定することが前提となり、その手続は評価の視点2-9で説明したとおりである。在学期間の短縮を認定するには、認定できる単位数の上限（修了要件として定める単位数の2分の1）に達し、かつ、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」のそれぞれに課した要件を充足する見込みがあることが必要になると思われるが、これは相当に高いハードルである。そのため、在学期間の短縮を行った事例はまだない。

2-14：分野の特性や教育内容にふさわしい学位名称

本専攻を修了した者に授与する学位の名称は、「会計修士（専門職）」、英語名称は Master of Professional Accountancy である（「兵庫県立大学学位規程」別表第1、第2）。これは、ディシプリンとしての会計と、専門職学位課程とを示しており、本専攻の固有の目的及び教育課程に照らして妥当である。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2009 年度講義要目」（履修の手引、兵庫県立大学学則、兵庫県立大学大学院学則、兵庫県立大学学位規程、会計研究科規程、会計研究科履修規程）
- ・添付資料 2-2：「会計研究科履修可能単位数に関する申し合わせ事項」
- ・添付資料 2-11：「新入生オリエンテーション（教務関係）資料」

(2) 教育方法

項目6：履修指導、学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

2-15：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学習歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F群〕

2-16：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F群〕

2-17：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを履修指導、学習相談において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

2-15：学生に対する履修指導、学習相談

履修に関して基本的な事項は、「講義要目」にまとめられている。入学時のオリエンテーションは、その内容を周知することを主な目的として実施される。その後は、 Semesterごとのガイダンスで履修指導を行っている。また、日常的には、学生にとって最も身近な存在である「基礎演習」又は「研究演習」の担当教員が、一次的な相談窓口として、個別に学生の相談に応じているが、特に教務関係については「講義要目」に基づいて指導を行っている。そのため、学生への指導が適切かつ統一的に行われるように、「講義要目」の内容は教務委員会が毎年度見直し、必要な改訂を行っている。

また、個々の授業科目の相談は、授業担当教員が行っている。オフィス・アワー、授業担当教員のメールアドレスについては、シラバスに掲載している。

さらにGPA制度を導入し、半期ごとに学生のGPAを「基礎演習」又は「研究演習」の担当教員に通知し、学生の指導に利用している。また、成績不振の学生には、教務委員会（当該学生が履修する「基礎演習」又は「研究演習」の担当教員を除く、教員2人が実施）が面接を行っている。GPAを利用した学習指導については、「講義要目」で次のように説明している。

(5) S・A・B・C・Dの評語に対して、それぞれ4・3・2・1・0点のグレード・ポイント（GP）を与え、GPに各科目の単位数を乗じ、その総計数を総履修単位数で除すことによってGPAを算出し、それを基礎演習、研究演習、オフィス・アワーなどを通じて学習指導に利用します。

2-16：インターンシップ実施における守秘義務等

本専攻では、「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」の中で、学生が将来のキャリアに関連した現場体験を行うことを目的として学外研修（インターンシップ）を実施しており、それを適切に運営するため、「会計研究科学外研修（インターンシップ）規程」を定めている。

その中で、参加する学生の義務を次のように規定し、事前のガイダンスで周知徹底を図っている。

(誓約書その他の書類の提出)

第4条 インターンシップに参加する学生（以下「参加学生」という。）は、誓約書その他研修機関が求める書類を、研修機関に提出しなければならない。

(中 略)

(義務)

第7条 参加学生は、本研究科が指定する事前研修等を履修するものとする。

2 参加学生は、インターンシップ期間中、研修機関及び担当教員の指示に従わなければならない。

3 参加学生は、インターンシップ期間中に知り得た秘密を他に漏らしたり、又は盗用したりしてはならない。インターンシップ期間終了後であっても、同様とする。

4 参加学生が前2項の義務を怠ったときは、学生懲戒規程に基づき懲戒をするものとする。

2-17：履修指導、学習相談における特色ある取り組み

本専攻の「人材育成のターゲット」は、必ずしも公認会計士の養成に限定することなく、社会の幅広いニーズに応えようとしている点に特色がある（評価の視点 1-3 参照）。そのため、学生による履修の指針として、①監査業務などの担い手としての公認会計士、②税務業務などの担い手としての税理士、③企業（財務部門）における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人、④企業（管理部門）における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人、⑤公的部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人、⑥公的部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人（国税専門官）、を想定した履修モデルを提示している（評価の視点 2-2 参照）。そして、学生のニーズに即して履修指導を行ったり、学習相談に応じたりするには、学生のキャリアプランを理解しておく必要があることから、毎年度4月に、修了後に目指す専門職を記載した「学生カード」を提出させ、これに基づき1年次には「基礎演習」担当教員が、2年次には「研究演習」担当教員が中心になって指導を行っている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（履修の手引、会計研究科学外研修（インターンシップ）規程、シラバス）
- ・添付資料 2-11：「新入生オリエンテーション（教務関係）資料」
- ・添付資料 2-3：「会計研究科学外研修（インターンシップ）誓約書（様式）」
- ・添付資料 2-12：「学生カード（様式）」

項目7：授業の方法等

各経営系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育の効果を十分上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための

教育方法を導入することや固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

各経営系専門職大学院は、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

<評価の視点>

2-18：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。〔「専門院」第7条〕〔L群〕

2-19：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。〔「専門院」第8条第1項〕〔F群、L群〕

2-20：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法を導入しているか。〔A群〕

2-21：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。〔「専門院」第8条第2項〕〔L群〕

2-22：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。〔「専門院」第9条〕〔L群〕

2-23：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを授業方法に関して行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

2-18：1つの授業を受ける学生数

本専攻の定員は40人であるため、通常の場合、1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数が過大になることは考えられないが、少人数教育を標榜している関係から、次のような考え方をとっている。すなわち、講義形式の場合は1クラス40人前後で授業を行う。一方、演習形式の場合には、できるだけ少人数で行うように配慮する。原則として、「基礎演習」の学生数は6人まで、「研究演習」の学生数は7人までとしている。本専攻の場合、多様なバックグラウンドをもつ学生を受け入れているため、「基礎演習」の定員の方を「研究演習」の定員よりも少なくしている。また、学外研修（インターンシップ）を行う「ケーススタディ科目」の学生数は、原則として、6人までとしている。

2-19：実践教育を充実させる適切な教育手法や授業形態の採用

本専攻では、「基本科目」及び「発展科目」は原則として講義形式で授業を行い、「応用・実践科目」は、事例研究、学外研修（インターンシップ）などがその中心となることから、演習形式で授業を行っている。会計、税務、監査、ビジネスの実務で生起する具体的事例について、自らの頭で考え、自らの力で解決する能力を養成するために、ディベート、事例研究等、学生参加型の授業方法を導入した授業科目を「応用・実践科目」を中心に配置している。

2-20：グローバルな視野をもった人材養成を推進する教育方法の導入

グローバル経営の進展、会計基準及び監査基準の国際的統一化により、国際的視野が一層重要になっている。そのため、本専攻では、あらゆる科目の中で国際的動向を取り上げるようにしているが、特に発展科目の中に「国際会計」「英文会計」「IFRS会計」を配置している。このうち「英文会計」と「IFRS会計」は、実務家教員（非常勤）が担当し、英文に慣れるとともに、実

務での基礎力を養うことを重視している。それに対し、「国際会計」は、研究者教員（専任）が担当し、思考力を重視した教育を行っている。

もう少し具体的に述べると、「国際会計」においては、単に米国会計基準や国際会計基準（IFRS を含む）の解説を行うのではなく、わが国の会計基準、米国会計基準、国際会計基準においてこれまで採用されたことのある会計処理手続について、その背後にある会計基礎概念及び会計基礎理論の観点から検討している。検討にあたっては、いくつかの会計テーマ（会計基準）を取り上げ、そこにおける会計処理手続の歴史的変遷について、そのような変遷をたどった要因を経済的及び社会的パースペクティブのもとに抽出し、それを明らかにしようとしている。そして、このことは、会計処理手続（会計基準）の変化という社会的現象を歴史的パースペクティブのもとに映し出そうとするものである。

このような教育方法を採用するのは、絶対的真理を追求する自然科学と異なり、社会科学においては相対的真理しか追求できないため、社会的現象の相対化が不可避であるからである。そして、このことを通じて、異なる考えや意見をその本質にまで遡って理解するとともに、それを相対化することのできる学生を育成することができると考えられる。このような能力が、国際的舞台上で活躍する人材にとって不可欠である。

2-21：遠隔授業の実施

該当なし。

2-22：通信教育の実施

該当なし。

2-23：授業方法に関する特色ある取り組み

会計専門職大学院には、その目的を実現するために、事例研究、現地調査、双方向・多方向に行われる討論や質疑応答など、実践的な教育を行うことのできる教育方法が求められる。一般に、このような教育方法を講義形式の授業科目で実践することは容易でないため、本専攻では、「基礎演習」及び「研究演習」を重視している。また、既述のように、教育の柱となる領域の「応用・実践科目」として「ケーススタディ科目」（6科目）を配置し、その中で学外研修（インターンシップ）を実施している。これは、理論と実務の架橋教育という文脈において、学生が能動的に学ぶとともに、会計専門職業人としての自覚を高める機会となっている（評価の視点 2-2 参照）。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（シラバス）
- ・添付資料 2-4：「学外研修（インターンシップ）実施状況」

項目 8：授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年

間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。さらに、シラバスの内容を変更する場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

<評価の視点>

2-24：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F群〕

2-25：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示していること。〔「専門院」第10条第1項〕〔F群、L群〕

2-26：授業をシラバスに従って適切に実施していること。また、シラバスの内容を変更した場合には、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F群〕

<現状の説明>

2-24：授業時間帯や時間割等における配慮

本専攻の授業時間帯は、下表のとおりである。授業は月曜日から土曜日の昼間に行っており、夜間に授業を行うことはない。

授業時間割の時間帯

時限	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
時間	9：00～10：30	10：40～12：10	13：00～14：30	14：40～16：10	16：20～17：50

また、授業時間割の編成においては、同一年次に履修する科目の重複を避けること、同一領域の科目の重複を避けることを基本方針としている。

2-25：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等の明示

本学では、シラバスの様式を全学的に統一している。その記載項目は、授業科目名、科目区分、単位数、開講年次・学期、担当教員、所属、オフィスアワー・場所、連絡先といった基本的情報のほか、講義目的及び到達目標、講義内容・授業計画（講義科目では1回ずつ記述）、テキスト、参考文献、成績評価の基準・方法、履修上の注意・履修要件、実践的教育（高等教育無償化に対応して設けられた項目であり、本専攻には直接関係ない）、備考である。シラバスは、「講義要目」のほか、本専攻のホームページにも掲載している。

本専攻では、シラバスとは学生が授業科目の履修を決める際の重要な資料であり、予習や復習を行う際に参照する詳細な授業計画を示した、いわば担当教員と学生との契約書であるとの認識のもとに、学生の履修登録及び受講に必要な情報について学生が理解しやすいように記載することができるようにするために、「会計研究科シラバス記載要領」を作成し、次年度のシラバス作成前に確認するなど、適切なシラバス作成に努めている。それに加えて、シラバスを含んだ「講義要目」を作成する前に、教務委員会がチェックし、必要な場合には担当教員に修正を依頼している。

2-26：シラバスに従った適切な授業実施

本専攻では、授業はシラバスに従って適切に実施することを申し合わせており、非常勤教員に対してもその旨を依頼している。シラバスに記載した内容は、期限が過ぎれば、再入力による変更が不可能なため、変更した場合には、担当教員の責任で周知している。また、休講した場合に

は補講を実施している。そのため、授業スケジュールに予め補講日を設けている。

そして、授業がシラバスに沿って実施されているかを確認するため、授業評価アンケートに「この授業はシラバスの内容（授業の目的や計画など）と合っていましたか」という質問項目を設けている。最近の結果（本専攻の集計値）は下表のとおりであり、授業はシラバスに従って適切に実施されていると考えられる。

授業評価アンケートの結果

	2018年度前期	2018年度後期	2019年度前期
合っていた	67% (173人)	74% (148人)	75% (175人)
どちらかと言えば合っていた	23% (59人)	16% (33人)	23% (53人)
どちらとも言えない	10% (25人)	9% (18人)	1% (3人)
どちらかと言えば合っていなかった	0% (1人)	1% (2人)	0% (1人)
全く合っていなかった	0% (1人)	0% (0人)	0% (1人)

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（授業スケジュール）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（シラバス）
- ・添付資料 2-1：「会計研究科 2019 年度時間割」
- ・添付資料 2-13：「会計研究科シラバス記載要領」
- ・「会計研究科のシラバス 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/education/subject.html>

項目 9：成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を適切に設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、成績評価は、学生に対して明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

2-27：成績評価の基準・方法を適切に設定し、学生に対して明示していること。（「専門院」第 10 条第 2 項）
〔F 群、L 群〕

2-28：学生に対して明示した基準・方法に基づいて、成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門院」第 10 条第 2 項）〔F 群、L 群〕

2-29：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ

等に対応するなど、適切な仕組みを導入していること。〔F群〕

<現状の説明>

2-27：成績評価の基準・方法の適切な設定及び明示

本専攻では、まず「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に分けてそれぞれの到達目標を定めており（評価の視点 2-2 参照）、それが成績評価の基本的考え方となる。すなわち、「基本科目」については基礎的知識の修得が図られていること、「発展科目」については「基本科目」と比べてより高度な専門的知識や技能の修得が図られていること、「応用・実践科目」については最先端の専門的知識や技能の修得が図られていることが、それぞれの到達目標である。これは、「講義要目」の中で明らかにしている。

そして、成績評価の基準については、「会計研究科規程」第 11 条において、成績について次のように規定している。

（授業科目の成績）

第 11 条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。

- (1) 成績は 100 点満点とし、60 点以上をもって合格とする。
- (2) 合格した授業科目には所定の単位を与える。
- (3) 合格した授業科目の成績は、S、A、B 及び C の評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 合格した授業科目については、再評価しない。
- 3 休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。

これを受けて「講義要目」に次のように記載し、周知を図っている。

4. 成績評価について

- (1) 学業成績は、定期試験または期間外試験、レポート等の結果に基づき 100 点法によって評価し、60 点以上を合格として単位を与えます。
- (2) 授業科目の成績は、S、A、B、C および D の評語をもって表し、その区分および評価の基準は次のとおりです。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- (3) 修士論文の評価は、合格または不合格をもって表します。
- (4) 成績は、翌学期はじめに成績素点表、単位取得一覧表にして各学生に配布します。なお、配布時期は別に掲示します。
- (5) S・A・B・C・D の評語に対して、それぞれ 4・3・2・1・0 点のグレード・ポイント（G P）を与え、G P に各科目の単位数を乗じ、その総計数を総履修単位数で除すことによって G P

Aを算出し、それを基礎演習、研究演習、オフィス・アワーなどを通じて学習指導に利用します。

(6) 成績評価に対する不服申出制度

本学では、学生が、自らの成績評価に関して不服がある場合、成績発表後2週間以内に、学務課を通して書面で不服申出を担当教員に行うことができます。ただし、事前に担当教員に相談をし、よく説明を受けるようにしてください。

他方、成績評価の方法については、講義科目は、おおむね専門知識の修得を目的としていることから、期末試験による成績評価を基本としながら、科目の性格に応じて、小テストやレポートなどを加味するものとし、他方、演習科目は、テーマごとの質疑応答・討論が授業の中心となることから、授業中のプレゼンテーション、質疑応答・討論への参加状況、期末のレポートなどを総合して評価することとしている。

以上の方針のもとに、各教員が、授業科目ごとの成績評価の方法を、シラバスの中で明らかにしている。たとえば講義科目であれば、「レポート 30%、期末試験 70%」「小テスト 40%、期末試験 60%」というように記載している。

2-28：明示した基準・方法に基づく公正かつ厳格な成績評価

成績評価の基になった答案用紙、レポートその他の提出物は、本専攻が一括して保管している。また、FD委員会で事後的に科目別成績分布表を検証し、成績評価に偏りがあるのではないかの疑義が生じたときは、教務委員会が担当教員に問い合わせ、理由を確認している。このように成績評価の妥当性について、第三者が検証可能なように配慮している。

2-29：成績評価の公正性・厳格性を担保する仕組みの導入

成績評価に対する不服申出制度があり、「講義要目」に記載して周知を図っている（評価の視点 2-27 参照）。なお、これまでに申出はない。本専攻では、適宜、採点済みの答案の閲覧やコピーの返却、質問への回答等を行っており、学生が成績評価の根拠を実質的に確認できるようになっているからである。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（履修の手引）
- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（シラバス）
- ・添付資料 2-5：「2019 年度前期の科目別成績分布表」

項目 10：改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。また、教育の改善を図るにおいては、外部からの意見も勘案することが必要である。そのうえで、教育課程及び内容、方法の改善について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

2-30：授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施していること。

（「専門院」第11条）〔F群、L群〕

2-31：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めていること。〔F群〕

2-32：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕

2-33：教育課程及びその内容、方法の改善を図るに際しては、教育課程連携協議会の意見を勘案していること。

（「専門院」第6条第3項）〔L群〕

2-34：固有の目的に即して、どのような特色ある取り組みを教育課程及びその内容、方法の改善において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

2-30：組織的な研修・研究の実施

本学では、授業改善懇親会、教員相互の授業参観制度、教員研修会などを通じて、全学的なFD活動を推進している。全学的な体制の中でFD活動を担うのは教育改革委員会であるが、それに加えて本専攻では、FD活動に積極的に取り組むために、研究科長を長とし、全専任教員によって構成されるFD委員会を設置している。

FD委員会は必要に応じて教授会の終了後に開催している。専任教員は、委員会で取り上げるテーマを提案することができる。委員長である研究科長は、委員会開催の要請があれば、原則的に委員会を招集している。2019年度の活動は、下表のとおりである。

2019年度のFD委員会活動記録

開催日	場所	出席者数	議題
2019年4月10日	会計研究棟会議室	12人	2018年度後期科目別成績分布 研究倫理に係る研究レポートの作成の指導
5月8日	〃	12人	2018年度修了時アンケートの結果
6月12日	〃	13人	会計研究科教育充実費
10月9日	〃	13人	2019年度前期科目別成績分布
2020年1月8日	〃	13人	シラバスの記載

ところで、授業改善懇親会、教員相互の授業参観制度、教員研修会など現在多く行われている取組みが実際の教育改善に必ずしも結びついていないという中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」（2008年12月24日）の指摘を踏まえて、本専攻ではFDの実質化を図っている。それには、教員それぞれが自分の役割を見出し、本専攻の固有の目的の達成に貢献する意欲を持続できるように、コミュニケーションをとることが肝要である。

それはまた、本専攻が組織として固有の目的をよりよく達成できるための取組みでもある。なぜなら、教育の改善には、個々の努力だけでは十分ではなく、教育課程全般の見直しが不可欠だからである。このような考えのもとで、これまでも大学本部の指示を待たずに、自主的に3つのポリシーを策定したり、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応して新規科目の配置を行ったりしてきた。前回認証評価受審後、本専攻が育成しようとする会計専門職業人の活躍のフィールドがこれまで以上に多様化し、それに伴い学生のニーズも多様化していることに鑑み、カリキュラム体系を見直すとともに、段階的学習を促進するよう、すべての領域に「基本科目」を明示するように変更するといった取組みを進めてきたところである。

一方、日常的な取組みとして、学生への指導が適切かつ統一的に行われるように「講義要目」を毎年見直すこと（評価の視点2-15参照）、セメスターごとにGPAを利用して学習指導を行うこと（評価の視点2-15参照）、成績評価が公正かつ厳格に行われることを担保するため、セメスターごとに科目別成績分布表を検証すること（評価の視点2-28参照）、修了時アンケートの実施（評価の視点2-35参照）などを行っており、これらが教育の質の改善に役だっていると考えている。

2-31：教員の教育上の指導能力の向上

研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上は、FD活動で取り組むべき課題である。研究者教員の実務上の知見の充実には、実務家教員との意見交換や教育課程連携協議会などの場を通じて外部の実務家と意見交換することが重要である。また、社会貢献活動等で、外部の実務家と接する機会も貴重である。このような場合、漠然と交流するのではなく、FD活動を通じた問題意識の共有が必要である。他方、実務家教員の教育上の指導能力の向上は、授業参観を通じた研究者教員との意見交換が中心である。また、実務家教員の実務経験のアップデートは、各自、専門家としての研鑽が求められるところであるが、公認会計士、税理士の場合、所属する職能団体において研修が行われている。

2-32：学生による授業評価の組織的实施

本専攻では、前期・後期に各1回ずつ、「ケーススタディ科目」「基礎演習」及び「研究演習」を除く、すべての授業科目で学生による授業評価アンケートを実施している。ただし、受講者数が5人未満の場合には、回答者が特定される可能性があったり、回答が偏ったりする可能性があるため、実施対象から除外している。

授業評価アンケートの質問項目は、以下のとおり全学共通項目と本専攻独自項目から構成されており、一部を除いて、評価尺度は5段階評価である。そのほかに自由記述欄がある。その結果は、担当教員にフィードバックされ、担当教員はユニバーサル・パスポートを通じて「教員コメント」欄に入力する。これは、ユニバーサル・パスポートを通じて、学生に閲覧可能である。

なお、肝心なことは、これを通じた授業改善の試みがどのような結果となったのかであるが、

本専攻の場合、もともと学生数が少ない上、ほとんどの場合、「非常に〇〇であった」又は「どちらかと言えば〇〇であった」という回答が多く、前年度と比べて大きな差が出ないため、改善の効果が出ているのか否かの判断は難しい。

2019年度授業評価アンケート

■あなた自身の自己評価

1：この授業にどの程度出席しましたか。出席率を教えてください。(必須)

- 90%以上
- 70%以上 90%未満
- 50%以上 70%未満
- 30%以上 50%未満
- 30%未満

2：この授業に意欲的に取り組みましたか。(必須)

- 非常に意欲的であった
- どちらかと言えば意欲的であった
- どちらとも言えない
- どちらかと言えば意欲的でなかった
- 全く意欲的でなかった

3：この授業の内容は理解できましたか。(必須)

- よく理解できた
- どちらかと言えば理解できた
- どちらとも言えない
- どちらかと言えば理解できなかった
- 全く理解できなかった

4：この授業を履修して向上したと思う能力を選択してください。(複数選択可)(必須)

- 知識・技能
- 思考力
- 判断力
- 表現力

■授業についての評価

5：この授業はシラバスの内容(授業の目的や計画など)と合っていましたか。(必須)

- 合っていた
- どちらかと言えば合っていた
- どちらとも言えない
- どちらかと言えば合っていなかった
- 全く合っていなかった

6：この授業の進め方(話し方、板書、進行速度、配布資料など)は適切でしたか。(必須)

- 非常に適切であった
- どちらかと言えば適切であった

- どちらとも言えない
- どちらかと言えば適切ではなかった
- 全く適切ではなかった

7：この授業を受けるクラスの雰囲気は学習に集中する環境として適切でしたか。(必須)

- 非常に適切であった
- どちらかと言えば適切であった
- どちらとも言えない
- どちらかと言えば適切ではなかった
- 全く適切ではなかった

8：この授業に満足しましたか。(必須)

- 非常に満足した
- どちらかと言えば満足した
- どちらとも言えない
- どちらかと言えば満足していない
- 全く満足していない

■会計研究科独自項目⇒客観式項目2問まで設定可

9：印刷教材（レジュメ・補助教材）等は見やすく、利用は効果的でしたか。

- 非常にそう思う
- そう思う
- 普通（半分ぐらい）
- そう思わない
- 全くもう思わない
- 該当しない／判断できない

10：授業内容を分かりやすくする工夫が感じられましたか。

- 非常にそう思う
- そう思う
- 普通（半分ぐらい）
- そう思わない
- 全くもう思わない
- 該当しない／判断できない

■自由記述

11：この授業の良い点を具体的に書いてください。

12：この授業の改善点があれば具体的に書いてください。

13：この授業を振り返り感想や反省があれば書いてください。

2-33：教育課程及びその内容、方法の改善における教育課程連携協議会の意見の勘案

2019年9月2日に第1回の教育課程連携協議会を開催したところであり（評価の視点 2-4 参照）、その意見は、経済・経営系大学院一体改革の中に反映するよう努力している（評価の視点 2-5 参照）。

2-34：教育課程及びその内容、方法の改善における特色ある取り組み

本専攻は、一貫して教材開発を重視してきた。それは、専門職大学院の教育と学習に適した教科書が、ほとんど存在しないという事情から始まったことである。教材開発は、教員個人が行う素材選択と教材化のプロセスであり、時間を掛けて作りこまれていく。このような教員の努力は、教員評価においても反映されるべきであり、実際そのように努めている（評価の視点 3-18 参照）。なお、教員が開発した教材（市販の教科書は除く。）は、成績評価の基になった答案用紙、レポートその他の提出物とともに、一括して本専攻が保管している。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-6：「2019年度授業評価アンケート実施要領」
- ・添付資料 2-7：「2019年度前期授業評価アンケート集計結果」
- ・添付資料 2-8：「会計研究科FD委員会規程」
- ・添付資料 2-14：「会計研究科FD委員会の記録」

(3) 成果

項目 11：教育成果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-35：学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育成果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

2-35：教育成果の評価及び教育内容・方法の改善

過去5年間の学位の授与状況は、下表のとおりである。

学位の授与状況						(人数)
入学年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	合計
入学者数	40	21	24	40	33	158
退学者数	5	1	4	2	4	16
修了者数	35 (31)	20 (16)	20 (19)	36 (34)	24 (24)	135 (122)

注：()内は、標準修業年限（2年）で修了した者の人数である。

修了時、学生に「進路決定報告書」の提出を求め、修了後の進路を把握している。さらに修了後も「修了生名簿通知票」を通じてキャリアの把握に努めている。また、公認会計士試験の結果は、官報で確認している。

修了者の進路						(人数)
入学年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	合計
監査法人	5	0	1	2	1	9
会計士受験準備	2	2	0	6	3	13
税理士法人/会計事務所	1	1	3	3	2	10
税理士受験準備	4	2	1	0	0	7
民間企業	14	7	8	17	12	58
公的部門	8	3	3	2	1	17
公的部門受験準備	0	0	1	0	0	1
その他	1	5	3	6	5	20
合計	35	20	20	36	24	135

注：この表は、修了時のデータを基に、その後判明した者に限って修正したものであり、完全なものではない。なお、「その他」は、修了後に就職活動をする者、帰国後に就職した外国人留学生、進学者等である。

修了者の進路状況を見ると、監査法人、税理士法人、会計事務所のほか、民間企業（企業その他の法人）や公的部門（国税専門官、自治体、独立行政法人など）でキャリアを歩んでいることが分かっている。民間企業においても、多くの者が専門性の高さを買われて、経理社員として採用されている。したがって、本専攻が掲げる会計専門職業人の育成という目的を果たしており、しかも、「人材育成のターゲット」として説明したように（評価の視点 1-4 参照）、必ずしも公認会計士の養成に限定せず、社会の幅広いニーズに応えるという点でも、期待した成果をあげていると考えている。

本専攻の固有の目的に沿った取組みの効果であるが、「基礎演習」（1年次）及び「研究演習」（2年次）（評価の視点 2-6 参照）、「ケーススタディ科目」における学外研修（インターンシップ）の実施（評価の視点 2-23 参照）について、修了時アンケートを実施している。その結果の評価は、毎年度の「自己点検・評価報告書」に記載しているが、回答者の満足度は総じて高い。これは、少人数教育が効果を上げていると考えられるので、特に学外研修（インターンシップ）の実施の負担は決して軽くはないが、この仕組みを継続していく。

なお、修了者を採用した側の評価について、悉皆調査は実施していないが、同一企業に複数年度にわたり採用されていたり、「ケーススタディ科目」の学外研修（インターンシップ）受入企業から求人があり、実際に就職した事例が複数あったりすることから、かなりの程度、期待に込んでいるのではないかと推測される。

<根拠資料>

- ・添付資料 2-15：「進路決定報告書（様式）」
- ・添付資料 2-16：「修了生名簿通知票（様式）」
- ・添付資料 2-17：「修了時アンケート（様式）」
- ・「基礎データ I・1（表1）」
- ・「自己点検・評価報告書 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>

【2 教育の内容・方法・成果の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

教育課程連携協議会を設置し、第1回の協議会を開催したところである。現在、この協議会の構成及び運営方針について、模索しているところである。

（2）改善のためのプラン

教育課程連携協議会については、今後、文部科学省の調査があると思われるので、他大学院の経験も参考にして運営していきたい。（公財）大学基準協会にも情報提供を期待したい。

3 教員・教員組織

項目 12：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、適切に教員を配置することが必要であり、教員構成にも配慮する必要がある。

<評価の視点>

3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第 53 号」第 1 条第 1 項）〔F 群、L 群〕

3-2：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第 53 号」第 1 条第 6 項）〔L 群〕

3-3：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。

1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（「専門院」第 5 条）〔F 群、L 群〕

3-4：専任教員に占める実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね 3 割以上であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項、第 2 項）〔L 群〕

3-5：専任教員のうち実務家教員は、5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第 53 号」第 2 条第 1 項）〔L 群〕

3-6：実務家教員中に「みなし専任教員」を置く場合は、その数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること。（「告示第 53 号」第 2 条第 2 項）〔L 群〕

3-7：専任教員中に学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員を置く場合は、その数及び期間が法令上の規定に則したものであること。（「専門院」第 5 条第 2 項、「告示第 53 号」第 1 条第 2 項）〔L 群〕

3-8：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F 群〕

3-9：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置していること。〔F 群〕

3-10：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔F 群〕

3-11：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。〔F 群〕

3-12：教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F 群〕

3-13：専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。（「大学院」第 8 条第 5 項）〔L 群〕

3-14：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。〔F 群〕

3-15：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

3-1：専任教員数

本専攻の教員組織は、2019年5月1日現在において下表のとおりである。

専門職大学院設置基準に定められた必要な専任教員数は12人であるのに対し、本専攻の専任教員は13人（みなし専任教員4人を含む。）である。前回認証評価受審時には専任教員数は15人であったが、研究者教員のうち、退職者1人及び学部再編に伴う配置転換による減員1人の補充がなされなかったため、13人となった。ただし、学部再編に伴う配置転換による減員1人については、2020年度には補充がなされる予定である。

なお、本学では2014年度から「業績活用型再雇用制度」が導入され、現在、特命教授1人が在籍しているが、下表では「①専：本専攻のみの専任教員で③以外の教員」に含めている。これは、「本学を定年退職する教員のうち、特に優れた業績を有する者を再雇用することにより、引き続きその資質を大学運営に活用する」（「業績活用型再雇用制度要綱」1趣旨）ことを狙いとしている。その任期は1年以内、最大3年である。現在在籍している1人は、期間満了により2020年3月末付で退職する予定である。

教 員 数 (2019年度)						(人数)	
区 分	専任教員 (定員13人)					兼任教員	兼任教員
	専	専・兼	実・専	実・み	合計		
教 授	6	0	2	4	12	10	12
准教授	1	0	0	0	1		
合 計	7	0	2	4	13		

- ①専：本専攻のみの専任教員で③以外の教員
- ②専・兼：専任ではあるが、他の学部・研究科（修士課程）の専任教員
- ③実・専：実務家・専任教員
- ④実・み：実務家・みなし専任教員
- ⑤兼任教員：学内の他の学部等の教員
- ⑥兼任教員：他の大学等の教員等（正規科目のみ。学習支援科目を除く。）

会計専門職大学院の必要専任教員数の算定式

○経済学関係の既存修士課程の研究指導教員の数（5人）の1.5倍の数（小数点以下切捨て）に、研究指導補助教員の数（4人）を加えた数

$$5人 \times 1.5 = 7.5人 \text{ (小数点以下切り捨て)}$$

$$7人 + 4人 \text{ (補助教員数加算)} = 11人$$

○法学関係の既存修士課程の研究指導教員の数（5人）の1.5倍の数（小数点以下切捨て）に、研究指導補助教員の数（5人）を加えた数

$$5人 \times 1.5 = 7.5人 \text{ (小数点以下切捨て)}$$

$$7人 + 5人 = 12人$$

○経済学関係11人＋法学関係12人の平均

$$(11人 + 12人) \div 2 = 11.5人 \text{ (小数点以下切上げ)} \Rightarrow 12人 \text{ (A)}$$

○既存修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員（20人）に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下切捨て）につき1人の専任教員を置く

$$20人 \times 3/4 = 15人$$

$$学生の収容定員80人 \div 15人 \div 5人 (B)$$

(A) 又は (B) のいずれか大きい数 \Rightarrow 12人

3-2：専任教員に占める教授の割合

本専攻の専任教員 13 人のうち、教授は 12 人（みなし専任教員 4 人を含む。）、准教授は 1 人である。教授の割合は、90%以上となる。また、専門職大学院設置基準に定められた必要な専任教員数は 12 人であるから、教授だけで最低必要人数を満たしていることになる。

3-3：専任教員の教育上の指導能力

本専攻の専任教員 13 人のうち、「専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者」すなわち、大学において一定期間教育・研究に従事した経歴を有する研究者教員は 7 人であり、他方、「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」すなわち、一定期間実務に従事した経歴を有する実務家教員は 6 人である。

本専攻では、「会計研究科教員候補者の選考基準に関する規程」に基づき、「候補者の選考は、人格、学歴、職歴に加え、研究業績、教育業績、社会貢献業績及び管理運営業績等に基づいて行わなければならない」としている（第 2 条）。研究者教員の場合は、主に大学及び大学院における研究業績及び教育業績に基づいて、本専攻の授業科目を担当できる能力を有するか否かを判断している。他方、実務家の場合は、必ずしも大学における教員履歴を有しないのが通常であるから、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績に基づいて、本専攻の授業科目を担当できる能力を有するか否かを判断している。

その結果、いずれも、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていると考えている。

3-4：専任教員に占める実務家教員の割合

本専攻の専任教員 13 人のうち、実務家教員は 6 人（みなし専任教員 4 人を含む。）である。したがって、全専任教員に対する実務家教員の割合は 46%であり、平成 15 年文部科学省告示第 53 号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）で求められる「おおむね 3 割以上」を超えている。

なお、前回認証評価受審時、専任教員に占める実務家教員の割合は 40%であったが、前述のように研究者教員 2 人の減員により、この比率が高くなった。しかし、これは一時的なことで、研究者教員 1 人の補充により、従前近くに戻る予定である。

3-5：実務家教員の資格

実務家教員は、「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者」とされる。「会計研究科教員候補者の選考基準に関する規程」においても、実務家教員は、教授の場合は「専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者」（第 3 条第 6 号）、准教授の場合は

「専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者」（第4条第5号）としており、一定期間実務に従事した経歴を有する実務家が、大学における教育を担当するにふさわしい教育研究上の能力を有するか否かを判断している。

本専攻では、「会計研究科教員候補者の選考基準に関する規程」に基づき、「候補者の選考は、人格、学歴、職歴に加え、研究業績、教育業績、社会貢献業績及び管理運営業績等に基づいて行わなければならない」としている（第2条）。ただし、実務家の場合は、必ずしも大学における教員履歴を有しないのが通常であるから、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績に基づいて、本専攻の授業科目を担当できる能力を有するか否かを判断している。

設置認可申請時には詳細な教育研究業績書を作成しており、その後の採用においても、これに準ずる資料の提出を求めている。それに基づき判断した結果、本専攻の実務家教員は、いずれも5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されている。

3-6：「みなし専任教員」の適切な運用

本専攻の実務家教員6人のうち、みなし専任教員は4人である。これは、平成15年文部科学省告示第53号（専門職大学院に関し必要な事項について定める件）で求められる、実務家教員の数に「三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内」という要件を満たしている。

そして、本専攻のみなし専任教員は、1年につき8単位の授業科目を担当している。また、教育課程の編成その他組織の運営について責任を担うため、教授会へ出席し、学生の入学及び課程の修了、学位の授与、教育課程の編成、学生の履修、学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く。）、学生の懲戒処分に関する事項について審議に加わっている。

なお、制度と実務の変化に対応するために、みなし専任教員は、任期（1年）付きの特任教員である。その運用は、当初から一律の雇用期間を定めるのではなく、特定分野について高度の知見を有する専門家を招聘するという目的から、教育研究の必要性に応じて見直しを行うことにしている。雇用を継続するに当たっては、採用時に提出された書類の更新を求め、慎重に判断している。

3-7：専任教員の兼担

本専攻の専任教員は、すべて本専攻のみの専任教員であり、学部又は研究科（博士、修士若しくは他の専門職学位の課程）と兼担する教員はいない。

3-8：専任教員の適切な編制

研究者教員と実務家教員の割合は、前者が7人に対して後者が6人である（評価の視点3-1参照）。これは著しく一方に偏った割合ではない。また、実務家教員の選考に当たっては、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績を考慮していることから（評価の視点3-5参照）、理論と実務のバランスに配慮した専任教員の編成となっている。

3-9：基本的な科目等への専任教員の配置

本専攻のカリキュラムを構成する授業科目は、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」

に分けられるが、この体系に基づき教員組織を編成している。2019年度は、「基礎演習」及び「研究演習」を除き、専任教員が担当しているのは、「基本科目」では13科目のうち10科目、「発展科目」では40科目のうち19科目、「応用・実践科目」では6科目のうち6科目である。「発展科目」は、幅広い領域にわたり、かつ、科目数が多いため、どうしても兼任教員及び兼任教員に依存する割合が高くなるが、これは担当教員の科目適合性に配慮した結果であり、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」のそれぞれについて、専任教員を中心に適切に配置されている。

3-10：理論性を重視する科目、実践性を重視する科目への適切な教員配置

本専攻のカリキュラムを構成する授業科目は、「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」に分けられるが、この体系に基づき教員組織を編成している。すなわち、「基本科目」及び「発展科目」のうち原理的・理論的な性格の強い科目については、研究者教員を主として配置している。他方、「発展科目」のうち実践的な性格の強い科目、及び「応用・実践科目」のうち「ケーススタディ科目」については、実務家教員を配置している。こうした教員配置を行うことにより、会計専門職大学院に求められる理論と実務の架橋教育の実現を目指している。

3-11：教育上主要と認められる授業科目への専任の教授又は准教授の配置

本専攻が開講する授業科目は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」「経済関係」「私法関係」「統計関係」の各領域に分けられるが、このうち、人材育成のターゲットとの関係で教育の柱となる領域は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」であることから（評価の視点 2-2 参照）、これらの領域の授業科目は主として専任教員（全員が教授又は准教授）が担当するように教員組織を編成している。

3-12：兼担・兼任教員の配置に関する基準・手続

兼任教員の選任に当たっては、主に大学及び大学院における研究業績及び教育業績に基づいて、本専攻の授業科目を担当できる能力を有するか否かを判断している。また、兼任教員の選任に当たっては、他大学に所属する教員の場合はその研究業績及び教育実績を、実務家の場合は実務経験に加えて講演会や研修会等の講師などの実績に基づいて、本専攻の授業科目を担当できる能力を有するか否かを判断している。

3-13：専任教員の年齢のバランス

本専攻の専任教員13人のうち、2019年5月1日現在において、40歳代が4人、50歳代が4人、60歳代が5人である。前回認証評価受審時と比べて平均年齢は高くなったが、各年代からバランスよく構成されており、著しい偏りはない。

3-14：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランス

本専攻の専任教員13人のうち、研究者教員7人に対して実務家教員6人である。実務家教員のうち、公認会計士が4人、税理士が1人、税務行政経験者が1人である。

国際経験としては、研究者教員1人が、本学の提携校であるエバーグリーン大学（米国ワシン

トン州)に交換教員として赴任したほか(2012年7月～2013年3月)、実務家教員1人が、在サンフランシスコ領事館に領事として赴任した経歴を有する(1993年5月～1996年5月)。こういった国際経験を本専攻の教育研究にどのように活かすかは、今後の課題である。

また、性別は、男性11人、女性2人である。前回認証評価受審時と比べ、女性が1人増えた。

3-15：教員組織の編制の特色

本専攻の固有の目的、言い換えれば、人材育成のターゲットとの関係で教育の柱となる領域は、「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」であることから、これらの領域には「基本科目」「発展科目」「応用・実践科目」のすべてにわたり、重点的に科目を配置している(評価の視点 2-2 参照)。そして、教員組織の編成は、教育課程の編成に対応したものでなければならないことから、前述のように、専任教員が主要な授業科目を担当するように配置している(評価の視点 3-11 参照)。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-2：「会計研究科教員候補者の選考基準に関する規程」
- ・添付資料 7-1：「会計研究科教授会規程」
- ・「基礎データⅡ・1 教員組織(表2)」
- ・「基礎データⅡ・2 専任教員個別表(表3)」
- ・「基礎データⅡ・3 専任教員の教育・研究業績(表4)」

項目 13：教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本的方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-16：教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F群〕

3-17：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、運用しており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F群〕

<現状の説明>

3-16：教員組織編制のための基本的方針

教員組織編成の方針としてあるのは、本専攻の固有の目的を達成するため、本専攻の教育の柱となる領域である「財務会計関係」「管理会計関係」「監査関係」「租税法関係」「公会計関係」「経営・ビジネス関係」には専任教員を配置すること(評価の視点 3-11 参照)、加えて、原理的・理論的な性格の強い科目には主として研究者教員を配置し、他方、より実践的な性格の強い科目には主として実務家教員を配置することである(評価の視点 3-10 参照)。この考え方は、「研究科の設置の趣旨等を記載した書類」に記載したものであり、基本的に現在も変わっていない。そして、具体的な人員構成として、理論と実務の架橋教育である点に留意して、実務家教員枠として6人を確保している(評価の視点 3-4)。

3-17：教員の募集・任免・昇格に関する基準、手続

本学では、専任教員の採用及び昇任は、「兵庫県立大学教員人事規程」に基づいて行われる。ここでは、採用及び昇任は選考によること（第3条第2項）、採用のための選考は公募によること（第3条第3項）が明記されている。

（採用等）

第3条 教員の採用及び昇任は、理事会の議決を経て定められた採用等の方針に沿って、学長の申出に基づき理事長が行う。

2 教員の採用及び昇任は、選考によるものとする。

3 教員の採用のための選考は、公募の方法により行う。ただし、次に掲げる特別の事情がある場合は、公立大学法人兵庫県立大学組織規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号。以下「組織規程」という。）第8条の3に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得た上で、公募以外の方法により行うことができる。

（1）選考する分野において特に優れている者を組織規程第4条から第8条第1項までに規定する組織の長（以下「学部長等」という。）として採用する場合

（2）公立大学法人兵庫県立大学クロスアポイントメント制度に関する規程（平成30年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号。以下「クロスアポイントメント規程」という。）第2条第1項第2号の規定に基づき、教員として採用する場合

（選考）

第4条 教員の採用及び昇任のための選考は、人事委員会が行う。

2 学長は、前項の選考に資するため、学部長等の内申に基づき、人事委員会の審査を経て候補者選考委員会を設置し、候補者の教育研究業績その他選考に必要な事項の審査を行わせる。

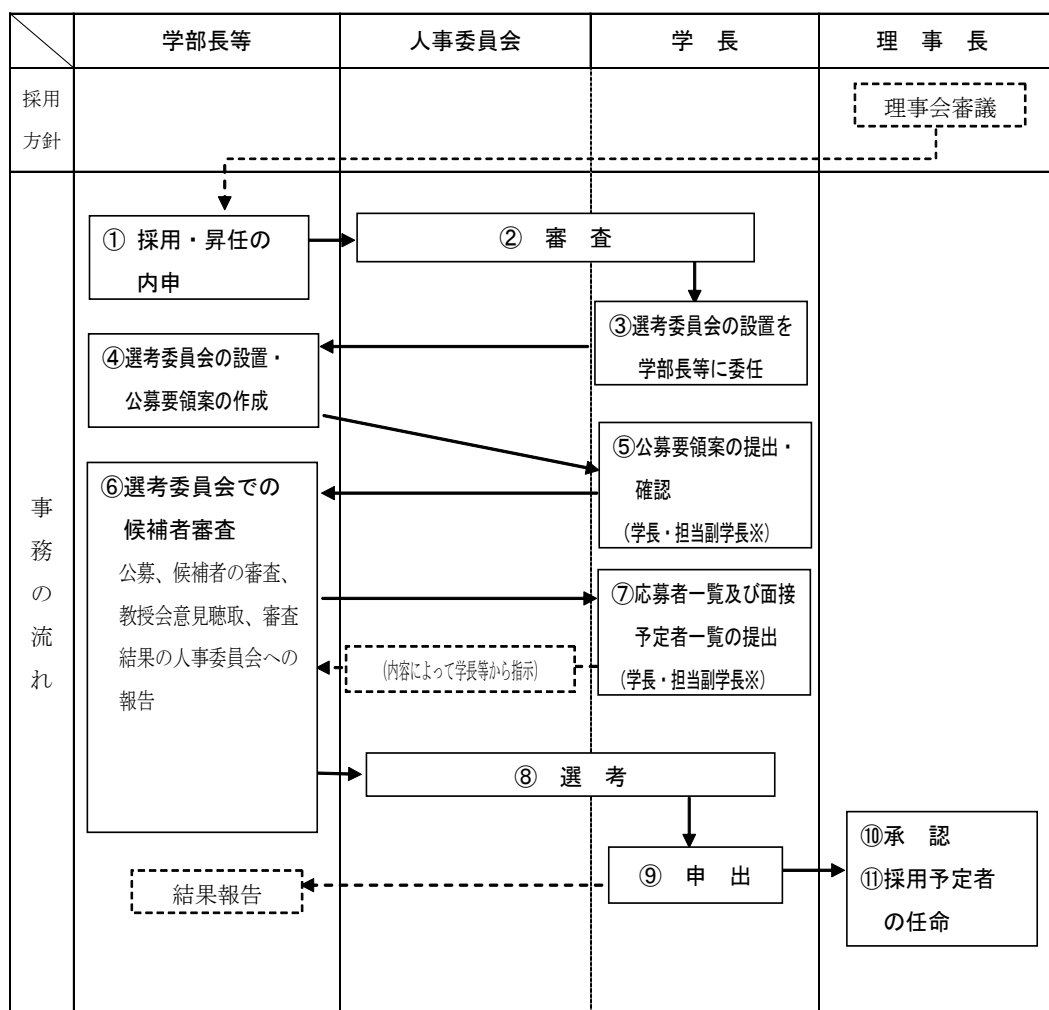
3 前項の候補者選考委員会の設置及び運営の事務は、当該組織の学部長等が行い、公立大学法人兵庫県立大学教授会規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第78号）第2条第1項に規定する教授会又は同条第2項に規定する教授会に代えて置かれる委員会（以下「教授会等」という。）の意見を聴いた上で、その結果を学長に報告する。

4 候補者選考委員会は、原則として、当該組織の学部長等、学外からの委員2人及び当該組織の教授会等の構成員から選出された教員若干人により構成する。ただし、必要に応じ、学長が指名する者を委員に加えることができる。

5 前3項に定めるもののほか、候補者選考委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

そして、その手続は、上記の規程に基づき、下表のようになる。なお、採用手続の過程で、面接に際しては模擬授業等を行い、教育能力の選考を行うことになっている。

教員の採用・昇任事務の流れ



※ 担当副学長は選考委員会に参画する副学長（副学長が参画しない場合は学部等を担当する副学長）
 なお、⑤及び⑦は採用に係る事務手続きに限る。

以上を受けて、本専攻では、「会計研究科教員候補者選考規程」「会計研究科教員候補者の選考基準に関する規程」及び「会計研究科教員候補者選考委員会規程」に基づいて、教員の採用及び昇任を行っている。選考は、「会計研究科教員候補者の選考基準に関する規程」に基づき、「候補者の選考は、人格、学歴、職歴に加え、研究業績、教育業績、社会貢献業績及び管理運営業績等に基づいて行わなければならない」としている（第2条）。そして、教授及び准教授の資格について以下のように定めており、研究者教員の場合は、主に大学学部及び大学院における業績に基づいて、他方、実務家教員の場合は、実務経験に加えて、著書その他の著作、講演会や研修会等の講師などの実績に基づいて選考している。なお、特に採用においては、専攻分野の専門的知識を有する外部委員2人の意見を聴取する機会を設けている。

（趣旨）

第1条 この規程は、会計研究科教員候補者選考規程（平成27年兵庫県立大学会計研究科規程第14号）第5条の規定に基づき、兵庫県立大学大学院会計研究科の教授及び准教授の候補者（以下「候補者」という。）の選考基準に関して必要な事項を定めるものとする。

（審査の基準）

第2条 候補者の選考は、人格、学歴、職歴に加え、研究業績、教育業績、社会貢献業績及び管理運

営業績等に基づいて行わなければならない。

(教授候補者の資格)

第3条 教授候補者となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及びその他の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 専攻分野について、高度の技術・技能を有すると認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授候補者の資格)

第4条 准教授候補者となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力及びその他の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において専任の講師、助教又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに該当する職員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

他方、実務家教員のうち、みなし専任教員は、「兵庫県立大学客員教員設置要綱」に基づき、雇用契約上は非常勤となり、「兵庫県立大学特任教授等称号授与規程」に基づき、特任教授又は特任准教授の称号を授与している。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：「会計研究科教員候補者選考規程」
- ・添付資料 3-2：「会計研究科教員候補者の選考基準に関する規程」
- ・添付資料 3-3：「会計研究科教員候補者選考委員会規程」
- ・添付資料 3-5：「兵庫県立大学客員教員設置要綱」
- ・添付資料 3-6：「業績活用型再雇用制度要綱」
- ・「研究科の設置の趣旨等を記載した書類 本専攻のホームページ」
https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/pdf/establish_acs.pdf
- ・「兵庫県立大学教員人事規程 本学のホームページ」
https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/30kyouin_jinji.pdf
- ・「兵庫県立大学特任教授等称号授与規程 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/40tokuninkyouju.pdf>

項目 14：教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、組織内運営等への貢献及び社会への貢献等について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-18：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F群〕

3-19：専任教員の教育活動、研究活動、組織内運営への貢献及び社会への貢献等を推奨するために、どのような特色ある取り組みがあるか。〔A群〕

<現状の説明>

3-18：専任教員の教育活動等を評価する仕組みの整備

本学では、「教員の教育・研究・社会貢献等の活動状況とその成果を多角的に評価することを通じ、教員自らの活動を活性化させるとともに、本学の諸活動を充実発展させ、中期目標等の達成に寄与する」（資料 3-7「教員評価制度の実施について」を参照。）ことを目的として、全専任教員（ただし、特任教員及び特命教授を除く。）を対象とした教員評価制度を導入している。その評価項目は、下表のとおりである。

教員評価制度の評価項目

評価領域	領域別評価項目
教育活動	①大学院学生（博士前・後期課程）の直接指導人数、②学位（学士・修士・博士）論文又はこれに準ずるものの指導人数、③クラス担任、進路・就職指導、④課外活動責任者等、⑤学生生活相談・指導、⑥指導した学部学生や大学院学生が学術雑誌等に発表した論文、⑦指導した学部学生や大学院学生の学会発表、国内会議論文、受賞等、⑧研究生、留学生等の受入人数と指導人数等、⑨教育活動の実施状況、 ⑩教育活動改善への取組状況 ⑪講義・演習・実習等の実施状況、⑫学生による授業評価アンケートとその活用、⑬学部及び大学院学生の海外留学支援、⑭教育活動に対する受賞、⑮他大学における非常勤講師、⑯その他
研究活動	①学術論文（査読付き論文の場合は「査読付」と記載）、②学会からの招待論文、③著書、④学術書・論文等の翻訳、⑤書評、⑥国際学会における発表、⑦国内学会における発表、⑧学会活動、⑨研究業績に対する受賞、⑩特許等、⑪国際交流、⑫海外での研究、⑬国内交流、⑭海外出張、⑮その他
社会貢献	①審議会等への参画、②他機関等における特別講義等、③生涯学習、④産学・地域連携等、⑤国際交流、⑥社会貢献活動に対する受賞、⑦新聞・雑誌などへの掲載、テレビ・ラジオなどへの出演、⑧その他
管理運営	①副学長、②部局長、副機構長、学生副部長、学部学生部長、自然・環境科学研究所次長、学術総合情報センター副センター長、学術情報館長、③運営協議会委員、④学長特別補佐、⑤センター長補佐、⑥全学委員会委員（長）、部会等の委員（長）⑦部局委員会委員（長）、部会等の委員（長）、⑧その他

教員は、まず自己点検・評価を行い、次に会計研究科教員評価委員会が、教員自らが行った自己点検・評価に基づき、あらかじめ策定した評価基準に従い、領域別評価（5段階評価）と総合評価（5段階評価）からなる部局個人評価を決定する。

なお、評価の公正を期するため、必要に応じて教員から事情、意見等を聴く機会を設けている。また、教員は、部局個人評価の結果に不服がある場合には、結果の通知があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、書面により不服の申し立てを行うことができる。

3-19：専任教員の教育活動等を推奨するための特色ある取り組み

専任教員の貢献を推奨するための仕組みとしては、前述の教員評価制度の中で、各教員が教育、研究、社会貢献、管理運営のそれぞれについて自らの目標を設定、申告し、その進捗や実行を自ら管理する、目標による管理を採用している。それに加えて、評価結果を査定昇給や勤勉手当へ反映している。

<根拠資料>

- ・添付資料 3-4：「会計研究科教員評価委員会規程」
- ・添付資料 3-7：「教員評価制度の実施について（様式を含む。）」

【3 教員・教員組織の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本学では、専任教員の退職があったとき、自動的に退職者と同じ専門分野の教員を補充するのではなく、戦略的な観点から教員採用の必要性を検討し、大学本部において必要性が認められたときにのみ、教員採用を行うこととなっている。また、公募を行った場合でも、すぐに適格者の応募があるとは限らず、やむを得ず採用を見合わせざるを得ないこともある。

（2）改善のためのプラン

採用条件については大学本部の承認が必要になることから、普段から大学本部とコミュニケーションをとり、本専攻の固有の目的の実現に向けた戦略について理解を得るように努める。

4 学生の受け入れ

項目 15：学生の受け入れ方針、入学者選抜の実施体制及び定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。さらに、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制を整備することが必要である。

各経営系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。また、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、そうした学生を受け入れるための特色ある取り組みを実施することが望ましい。

<評価の視点>

- 4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第 165 条の 2 第 1 項、第 172 条の 2 第 1 項）〔F 群、L 群〕
- 4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。〔F 群〕
- 4-3：選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表していること。〔F 群〕
- 4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔F 群〕
- 4-5：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F 群〕
- 4-6：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F 群〕
- 4-7：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第 10 条第 3 項）〔F 群、L 群〕
- 4-8：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、そうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取り組みを行っているか。〔A 群〕

<現状の説明>

4-1：明確な学生の受け入れ方針の設定及び公表

本専攻は、次のように学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、これを本専攻の学生募集要項、パンフレット、ホームページ等に掲載し、周知している。また、進学説明会では必ず言及している。なお、受験者のほとんどは、ホームページを通じて本専攻の情報を入手していることを確認している。

会計研究科は、監査業務や税務業務などの担い手、企業など民間部門における専門的な実務の担い手、自治体など政府・非営利部門における専門的な実務の担い手としての会計専門職業人を目指す者を受け入れるため、広く社会的・職業的自立に必要な論理的思考力・表現力に加えて、会計をはじめ会計専門職業人に必要とされる分野において学士課程で修得されるべき基礎的知識・技能を身につけており、また、より高度な知識・技能を自ら修得しようとする意欲を持つ者を選抜するべく入学試験を実施します。

4-2：学生の受け入れ方針に基づく適切な選抜基準・方法・手続の設定

本専攻は、上記の学生の受け入れ方針の前半において求める学生像を、その後半において入学

者選抜の基本方針を示している。これに基づき、2020 年度入学試験（2019 年度実施）は、下表のように実施した。

2020 年度入学試験の実施状況

種 別	試験実施日	選抜方法	筆記試験の科目
一般入試	2019 年 9 月 14 日（土）	筆記試験 面接試験	財務会計（商業簿記を含む。）、管理会計（原価計算を含む。）、租税法、公会計、経営学から 2 科目選択
	2020 年 1 月 25 日（土）	筆記試験 口述試験	財務会計（商業簿記を含む）
	2020 年 3 月 7 日（土）	筆記試験 面接試験	財務会計（商業簿記を含む）、管理会計（原価計算を含む）
推薦入試	2019 年 11 月 16 日（土）	口述試験	——

本専攻では、異なる選抜方法を採用することにより受験者に多様な機会を提供することを意図して、一般入試と推薦入試を合わせ、4 回の入学試験を実施している。そして、一般入試と推薦入試とでは、選抜方法のみならず、出願資格にも相違がある。これは、多様な履歴を有する学生を幅広く受け入れるという方針に基づくものである。

一般入試においては、学力試験として、9 月入試では 5 科目から 2 科目選択、1 月試験では財務会計 1 科目のみ、3 月入試では財務会計及び管理会計の 2 科目を課している。すなわち、一般入試（9 月）では、財務会計及び管理会計の学習を必ずしも要求していないのに対して、一般入試（1 月）では財務会計のみは学習していることを、一般入試（3 月）では財務会計及び管理会計の両方を学習していることを要求している。

このような選抜方法の違いは、入学時点で財務会計及び管理会計について一定の能力を有していることが不可欠であると考えているが、一般入試（9 月）では、入学までに財務会計及び管理会計を学習することを求めるという含意であり、試験合格者には合格通知時に併せて「入学前学習の手引」を送付し、その学習の手助けをしている。同様に、一般入試（1 月）では財務会計のみは学習していることを求め、入学までに管理会計を学習することを求めるという含意である。しかし、一般入試（3 月）では、入学までの期間が短いことから、財務会計及び管理会計の両方を学習していることを要求している。

他方、推薦入試における口述試験においては、各受験者に対して異なる専門領域を持つ 3 人の口述試験委員を配し、それぞれの多様な専門領域から口述試験を行うことにより、受験者の能力の判断を行っている。

出願資格については、一般入試（9 月）は、通常の卒業見込者及び既卒者のみを対象とし、早期卒業見込者及び飛び級対象者は受験できないことにしている。その理由は、入試実施日には 2 年分の成績しかないため、判断材料として十分でないと考えているからである。

なお、入学後の成績については、GPA に基づく限り、入試の種別で顕著な相違がないことを確認している。

4-3：選抜方法・手続の公表

本専攻の選抜方法・手続は、本専攻の学生募集要項、パンフレット、ホームページ等に掲載し、周知している。また、進学説明会では必ず言及している。なお、受験者のほとんどは、ホームページを通じて本専攻の情報を入手していることを確認している。

4-4：的確かつ客観的な評価による学生の受け入れ

受験者の評価にあたっては、受験者のキャリアプランは明確であるか、それにふさわしい資質及びそれを実現するに足る能力を備えているかという観点から行われる。筆記試験はもちろんのこと、面接試験や口述試験においても一定の基準のもとに受験者の成績は得点で示される。また、提出された書類（履歴書、学部の成績証明書及び志望理由書）も内容を吟味して得点に反映される。そして、合否の判定は総合得点の多い順に行われる。

4-5：入学者選抜の責任ある実施体制

本専攻では、入学試験委員会が責任をもって入学試験を実施している。この委員会は、研究科長を長とし、5人程度の委員から構成されている。選抜方法、選抜日程、出願資格の決定等を教授会で決定した後、入学試験委員会が、問題作成者、問題点検者、問題採点者、口述試験及び面接試験の担当者その他実施に関わるすべての事項を決定している。

実施体制としては、研究科長を実施責任者、入学試験委員会副委員長を運営責任者とし、本専攻のすべての専任教員及び学務課の職員によって入学試験を実施している。「入試問題作成ミス防止に係るガイドライン」、「入学試験実施要項」、その他のマニュアルは独自に作成している。また、合否判定については、入学試験委員会が資料を取りまとめ、受験者を匿名とした上で、教授会で決定している。

4-6：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等の整備

これまで障がいのある者は入学していないが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の施行に伴い、2015年3月に本学の全学的な指針として「障がい学生支援のガイドライン」が策定された。それを受けて本専攻として、障がいがあり受験及び入学後の修学に際して特別の配慮を必要とする者に対する対処の手順を定めた。今後、障がいのある者が入学したときには、学生生活委員会が窓口になり、学務課と協力して必要な支援を行うことにしている。

また、本専攻の学生募集要項、パンフレット及びホームページに、次の文言を掲載することによって周知している。

「障がいがあり、受験及び入学後の修学に際して特別の配慮を必要とする方は、出願期間前に神戸商科キャンパス学務課へ申し出てください。」

4-7：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数の適正な管理

本専攻の入学試験実施結果は、下表のとおりである。2016年度を除いて、定員割れの状況にある。

過去5年の入学試験の結果

(人数)

年 度	入試区分	定 員	志願者	受験者	合格者	入学者
2015 年度	一般（9月）	40	8	8	8	8
	一般（1月）		10	10	8	6
	一般（3月）		3	2	1	1
	推 薦		11	11	11	9
	合 計		32	31	28	24
2016 年度	一般（9月）	40	17	17	16	13
	一般（1月）		11	10	10	7
	一般（3月）		8	7	6	6
	推 薦		17	17	17	14
	合 計		53	51	49	40
2017 年度	一般（9月）	40	9	8	8	6
	一般（1月）		13	11	9	9
	一般（3月）		3	3	3	2
	推 薦		19	19	17	16
	合 計		44	41	37	33
2018 年度	一般（9月）	40	8	8	8	5
	一般（1月）		7	7	6	5
	一般（3月）		6	5	5	3
	推 薦		13	13	13	13
	合 計		34	33	32	26
2019 年度	一般（9月）	40	17	15	12	8
	一般（1月）		6	5	4	3

	一般（3月）		3	3	2	2
	推 薦		10	10	9	9
	合 計		36	33	27	22
2020 年度	一般（9月）	40	9	7	7	—
	一般（1月）		13	13	10	—
	一般（3月）		4	3	1	—
	推 薦		13	13	11	—
	合 計		39	36	29	—

注：2020 年度の入学者は、未確定である。

4-8：対象とする学生を受け入れるための特色ある取り組み

本専攻は、本学の学部と連携した専門一貫教育の実現を目指しており、学部では早期卒業の制度を設けている。前述のように 2019 年 4 月に既存の経済学部及び経営学部を再編し、国際商経学部及び社会情報科学部を設置したことを受けて、学部と大学院との接続を図るべく経済・経営系大学院一体改革を行おうとしている（評価の視点 1-6 参照）。これまでも本専攻の専任教員が、学部教育の一部を担ってきたことから（評価の視点 7-5 参照）、一層緊密な連携を行う体制を整え、目標が明確な学生を多く受け入れるべく努力している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：「会計研究科学生募集要項（2020 年度入学試験）」
- ・添付資料 1-3：「会計研究科パンフレット（2019 年度）」
- ・添付資料 4-1：「会計研究科入学試験委員会規程」
- ・添付資料 4-2：「会計研究科入学試験制度委員会規程」
- ・添付資料 4-3：「会計研究科入試問題作成ミス防止に係るガイドライン」
- ・添付資料 4-4：「会計研究科入学試験実施要領」
- ・添付資料 4-5：「入学前学習の手引」
- ・添付資料 4-6：「特別の配慮を必要とする者に対する対処マニュアル」
- ・「基礎データⅢ・1 志願者・合格者・入学者数の推移（表 5）」
- ・「会計研究科の概要 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/outline.html>
- ・「障がい学生支援のガイドライン 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/campuslife/syougaigakuseiosien/index.html>
- ・「受験における特別の配慮 本専攻のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/acs/entrance/query.html>

【4 学生の受け入れの点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

大幅な定員割れにあることから、教育の質を保ちつつ、定員を充足することが最大の課題である。

(2) 改善のためのプラン

広報活動に一層力を入れている。具体的にはホームページを通じた情報発信力の強化である。一方で、面識のある大学教員に働きかけたり、過年度に受験実績のある大学や、提携関係にある海外の大学にパンフレットを郵送したりしている。しかし、即効性のある対策は考えられないので、地道に努力を続けるほかない。

なお、現在進められている経済・経営系大学院一体改革の中で、定員削減も含め、抜本的な対策を検討している。

5 学生支援

項目 16：学生支援

各経営系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知を図り、効果的に支援を行うことが必要である。また、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。加えて、学生支援について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。〔F群〕

5-4：障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔F群〕

5-5：留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-6：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-8：固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取り組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

5-1：学生生活に関する相談・支援

本学では、学生支援機構が学生生活に関する相談・支援体制の整備について企画、実施及び総括を行っている（「兵庫県立大学学生支援機構規程」第1条）。後述するように、ハラスメントについては人権啓発委員会が扱い、学生のキャリア形成及び就職支援についてはキャリアセンターが扱う体制となっている。また、心の健康相談については、保健室が窓口となり、毎週水曜日と金曜日の午後、臨床心理士が学生の相談に応じる体制をとっている。

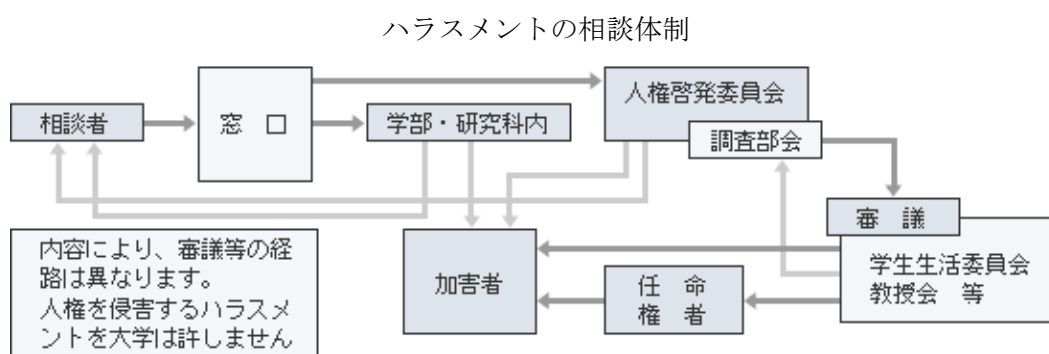
本専攻では、入学時にオリエンテーションを実施し、学生生活に関する相談・支援体制の説明を行っている。また、日頃は、「基礎演習」（1年次）及び「研究演習」（2年次）を担当する教員が、学生生活全般の相談員としての役割も兼ねており、個別の相談に応じるとともに、組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や教授会で検討し措置している。

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制の整備及び学生への周知

本学では、ハラスメントについては人権啓発委員会が扱っている（「兵庫県立大学人権啓発委員会規程」第2条）。ハラスメント防止のための具体的な措置として、「ハラスメント対策に関するガイドライン」を設け、全学的な体制を整えている。その中で、①各部局にハラスメント相談窓口を設置し、相談員を置く。学生に対する窓口は、学務課又は保健室等とすること、②ハラスメント対策に関する全学的機関としては、人権啓発委員会がこれにあたること、③ハラスメント

対策に関する学部等機関としては、学部等 인권啓発委員会がこれにあたることを定めている（下図参照）。なお、神戸商科キャンパスの学部及び研究科は、合同で 인권啓発委員会を組織している。

このもとで本専攻では、演習担当教員が一次的な相談窓口となるが、さらに神戸商科キャンパス全体で専任教員のうちから相談員を配置している。本専攻からは、2人（うち女性は1人）が相談員である。これについては、入学時のオリエンテーションなどで周知を図っている。



5-3：学生への経済的支援についての相談・支援

経済的支援については、本専攻の学生生活委員会や学務課が窓口となり、学生の相談に応じている。具体的に経済支援の手段としては、奨学金以外には、授業料免除制度があり、両制度とも多くの学生が利用している。ちなみに 2019 年度の利用実績は、下表のとおりである。なお、この利用実績は、過年度も含め、本専攻のホームページに公表している。

2019 年度奨学金利用実績 (人数)

奨学金の種類	申請者	推薦者	利用者
日本学生支援機構	1 種（無利息）のみ	4	4
	2 種（有利息）のみ	0	0
	1 種・2 種併用	1	1
	外国人留学生学習奨励費	12	0
兵庫県私費外国人留学生奨学金（1 年間・月額 3 万円給付）	12	4	4
瀧川奨学財団（1 年間・月額 3 万円給付）	0	0	0

2019 年度授業料減免制度利用実績 (人数)

	申請者	全免許可者	半免許可者	不許可者
前期	15	9	5	1
後期	29	17	3	9

5-4：障がいのある者への支援

これまで障がいのある者は入学していないが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）の施行に伴い、2015 年 3 月に本学の全学的な指針とし

て「障がい学生支援のガイドライン」が策定された。それを受けて本専攻として、障がいがあり受験及び入学後の修学に際して特別の配慮を必要とする者に対する対処の手順を定めた。今後、障がいのある者が入学したときには、学生生活委員会が窓口になり、学務課と協力して必要な支援を行うことにしている。

5-5：留学生・社会人学生への支援

留学生が増えたことから、入学時に留学生のみを対象としてオリエンテーションを開催している。その際、留学生のうち成績優秀な学生（2回生）に依頼して、学習の仕方をレクチャーする機会を設けている。加えて、2017年度から主に簿記や原価計算の自習を支援するためにチューター1人を、また、日本語コミュニケーションに係る科目について非常勤講師1人を配置した。生活面では、在留に伴う諸手続、住宅や生活上の諸注意、生活相談に関する情報、医療関係情報、トラブル・緊急時の対応、経済的支援に関する情報、学外の支援機関等をまとめた「留学生のための生活ガイド」を本学のホームページに掲載しており、その利用を促している。

他方、社会人学生については、本専攻は夜間に授業を行うことを前提とした社会人学生を募集していないため、特別な措置は講じていない。

5-6：キャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援

本学では、学生のキャリア形成支援及び就職支援については、キャンパスごとに設けられたキャリアセンターが扱っている（「兵庫県立大学キャリアセンター規程」第3条）。ここに就職相談室を設け、キャリアアドバイザーが個別就職相談（予約制）を行ったり、就職指導計画の立案・実施、キャリア支援システムを通じた情報提供を行ったりしている。

加えて本専攻では、「基礎演習」（1年次）及び「研究演習」（2年次）を担当する教員が、学生生活全般の相談員としての役割も兼ねており、個別の相談に応じている。また、実務家教員が適宜アドバイスをしている。そして、組織的に対応すべき問題が生じたときには、学生生活委員会や教授会で検討し措置している。

また、留学生の自習を支援するために配置したチューターが、国家資格であるキャリアコンサルタントを取得したので、エントリーシートの添削などの就職支援も依頼している。

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対する支援

本学は、神戸商科大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学を統合して、2004年4月に創設された。そのため同窓会組織も統合前から存続する「淡水会」と、既存の学部同窓会を母体とし、広く本学の在学生及び教職員を含む連合組織である「兵庫県立大学学友会」とがある。それぞれの概要は、下表のとおりである。

また、本専攻独自の取組みとしては、修了生、学生、教員との絆を深め、ネットワークづくりを支援するために、ホームカミングデイを開催してきたが、研究科開設10周年に合わせて、会計研究科同窓会が設立されたのを機に、同窓生の交流の場としてもホームカミングデイを活用している。

淡水会の概要

設立日	1932年7月
目的	会員相互の交誼を篤くして、母校の発展に資し、併せて社会に貢献する
正会員の資格	(1) 兵庫県立神戸高等商業学校、兵庫県立神戸経済専門学校、神戸商科大学並びに兵庫県立大学経済学部、経営学部、国際商経学部及び社会情報科学部を卒業した者 (2) 神戸商科大学大学院の課程を修了又は単位取得退学した者 (3) 兵庫県立大学大学院経済学研究科、経営学研究科、会計研究科及び経営研究科を修了又は単位取得退学した者 (4) 兵庫県立大学応用情報科学研究科を修了又は単位取得退学した者で入会を希望する者 (5) 前記各校に在学した者で、会員総会が承認した者
会員数	25,357人(2019年3月31日現在)
事業	(1) 機関紙「淡水」発刊、会員名簿の編纂 (2) 会費請求、名簿発送、住所、役職等の変更、修正、慶弔事項の受付などの事務局業務 (3) 役員総会、正副会長会議、常任理事会、新年会など諸会議運営 (4) 支部各種行事との支援、参加 等

兵庫県立大学学友会の概要

設立日	2008年2月27日
目的	兵庫県立大学(神戸商科大学、姫路工業大学及び兵庫県立看護大学並びにその前身となる学校を含む。)の同窓生、在学生及び教職員の学部等を超えた交流と親睦を図り、全同窓生の益々の活躍に資するとともに、県立大学との緊密な連携・協力のもとにその発展を支援し、もって広く社会の発展に貢献する
正会員の資格	(1) 県立大学の同窓生及び在学生 (2) 前号以外の県立大学の教職員及び教員であった者
会員数	73,562人(2019年3月31日現在)
事業	(1) 各学部・大学院等の同窓会及び会員相互の交流・連携の推進 (2) 地域同窓会及び職域同窓会等各種同窓会の設立支援 (3) 学友会員と県立大学との連携の推進 (4) 県立大学の教育・研究の支援 等

5-8：学生支援に関する特色ある取り組み

本学では、2年毎にすべての学生を対象として学生生活実態調査を実施している(最新の調査は2019年度実施)。これにより学生の指導・支援体制及び環境整備の改善に努めている。ただし、これは全体的傾向を把握するためのものであり、個別の問題を把握するものではない。やはり学生から直接意見を聴取することが必要であり、有効である。そこで、学生の要望に対しては、学生生活委員会が対応している。また、年1回(原則として7月)、学生の代表と研究科長との懇談会を設け、学生の意見を反映させるよう努めている。2015年度からは留学生との懇談会も設けている。学生の要望をすべて叶えることはできないが、就職活動用の図書やDVD、サーキュ

レータを購入している。

<根拠資料>

- ・添付資料 4-6：「特別の配慮を必要とする者に対する対処マニュアル」
- ・添付資料 5-1：「兵庫県立大学神戸商科キャンパス人権啓発委員会規程」
- ・添付資料 5-2：「2019 年度後期授業料免除等申請要領」
- ・添付資料 5-3：「新入生オリエンテーション（学生生活関係）資料」
- ・添付資料 5-4：「新入生オリエンテーション（留学生）資料」
- ・「兵庫県立大学学生生活支援機構規程 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/87gakuseishien.pdf>
- ・「学生相談 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/campuslife/consult/index.html>
- ・「心の健康相談 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/healthcare/consult/index.html>
- ・「兵庫県立大学人権啓発委員会規程 本学のホームページ」
https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/96jinken_iin.pdf
- ・「ハラスメントの相談体制 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/harassment/index.html>
- ・「兵庫県立大学ハラスメント対策に関するガイドライン 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/pdf/harassment3.pdf>
- ・「兵庫県立大学授業料等の免除等に関する規程 本学のホームページ」
https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/64jugyouryou_menjo.pdf
- ・「経済的支援 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/support/support.html>
- ・「兵庫県立大学キャリアセンター規程 本学のホームページ」
https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/93career_center.pdf
- ・「就職支援 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/career/>
- ・「障がい学生支援のガイドライン 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/campuslife/syougaiagakuseiosienn/index.html>
- ・「留学生のための生活ガイド 本学のホームページ」
http://www.u-hyogo.ac.jp/international/international_students/guide/index.html
- ・「淡水会（同窓会）のホームページ」
<http://www.tansuikai-jimukyoku.org/>
- ・「兵庫県立大学学友会のホームページ」
<http://gakuyuukai.org/summary/index.html>
- ・「ホームカミングデー 本専攻のホームページ」
http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/after_graduation/home_coming_day.html
- ・「兵庫県立大学学生生活実態調査 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/campuslife/campuslife/jittaichousa/index.html>

【5 学生支援の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

学生支援については、これまで一貫して整備に努めてきたところであり、喫緊の課題はないと認識している。

(2) 改善のためのプラン

なし。

6 教育研究等環境

項目 17：施設・設備、人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、当該専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-1：講義室、演習室その他の施設・設備を経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。（「専門院」第17条）〔F群、L群〕

6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕

6-3：障がいのある者のための施設・設備を整備していること。〔F群〕

6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕

6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕

6-6：固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、人的支援体制を設けているか。〔A群〕

<現状の説明>

6-1：講義室、演習室その他の施設・設備の整備

本専攻が提供する授業科目において、必修科目及び選択必修科目の場合、最大50人程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。また、選択科目の場合、20～30人程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。さらに演習科目の場合、10人程度の学生を収容することが可能な教室が必要である。そのため会計研究棟には、下表のように、講義室3、演習室2を整備している。演習室が不足する場合には、会議室（ロの字型のレイアウトのため、演習室としても使用可能である。）を使用することとしている。なお、講義室のみは、大学院経営研究科経営専門職専攻と共用である。

会計研究棟の講義室及び演習室

名称	収容規模	形態	設備	専用/共用
21講義室	36人	スクール形式	教卓PC及びAVシステム設置	共用
22講義室	36人	スクール形式	教卓PC及びAVシステム設置	共用
23演習室	10人	アイランド形式	プロジェクタ及びスクリーン設置	専用
31講義室	54人	スクール形式	教卓PC及びAVシステム設置	共用
32演習室	10人	アイランド形式	プロジェクタ及びスクリーン設置	専用

設備については、すべての講義室にAVシステム（スクリーンを含む。）を設置している。そして、常設されている教卓PC、書画カメラ及びDVDプレイヤーから、静止画及び動画の提示が可能である。演習室にもプロジェクタ及びスクリーンを設置し、持参したPCからの教材提示が可能である。いずれも円滑な資料の提示、解説が行えるようにしている。また、すべての講義室及び演習室で、無線LANによりインターネット接続が可能である。

これらの施設で、本専攻の提供する科目を開講するのは十分であるが、必要な場合には、神戸商科キャンパスの他の施設を利用することも可能である。

6-2：自習室やラウンジ等の環境の整備

会計研究棟は、平日の昼間はもちろん、夜間（午後10時まで）、休日（年末年始を除く。）も利用可能である。そのため会計研究棟の出入りはカードキーで管理され、学生にはカードキーを貸与している。

棟内にある学生研究室は、下表のように、共同研究室の形態をとるものの、専用の机を用意し、1人1座席を確保している（全90座席）。各席には情報コンセントが設けられており、貸与されたPCによるインターネット接続ができる。また、貸与されたPCから利用できるプリンタを各学生研究室に1台（計4台）設置しており、常時利用が可能である。演習室は、授業で使用していなければ、自習のため開放している。

そのほか学生相互の交流のため、1階に学生ホール（48.0㎡）を設けている。

会計研究棟の学生研究室

名称	面積	収容規模	設備
24学生研究室	51.6㎡	27座席	無線LAN、プリンタ1台
25学生研究室	36.0㎡	18座席	〃
33学生研究室	48.0㎡	25座席	〃
34学生研究室	42.0㎡	20座席	〃

6-3：障がいのある者のための施設・設備の整備

会計研究棟を含む神戸商科キャンパスは、兵庫県の福祉のまちづくり条例第13条第2項に基づいて、①車いすで通行できる傾斜路の設置、②車いすで通行できる幅員の確保、③視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導又は案内の設備の設置、④階段の手すりの設置、⑤車いすで利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置等の基準に基づいて整備されている。もともと神戸商科キャンパスは傾斜地に建設されたため、当初からユニバーサルデザインではなかったが、2005年度及び2006年度に誘導ブロック、身障者用カーポート、オストメイトトイレ、エレベーター等を設置する工事を実施し、教育研究に支障がないようにしている。

現在、神戸商科キャンパスのユニバーサル施設情報は下表のとおりである。なお、この情報は本専攻のホームページに掲載している。

神戸商科キャンパスのユニバーサル施設情報

駐車場	敷地内 通路 (建物前)	主な外部 出入口	トイレ	誘導案内	昇降設備	観客席	乳幼児 コーナー	その他
  	 		  	 	 			 

6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーの整備

本専攻の教育研究に関連する情報インフラストラクチャーは、基本的に兵庫県立大学ネットワークシステム、兵庫県立大学情報処理教育システム及び兵庫県立大学学生情報システムに依存し、それにより信頼性、効率性、安全性を担保している。まず、兵庫県立大学ネットワークシステムにより、インターネット通信とともに、ファイアウォール、ネットワークプロキシ、DNS (Domain Name System)などのサービスが提供されている。次に、兵庫県立大学情報処理教育システムにより、共通認証及び電子メールのサービスが提供されている。そして、兵庫県立大学学生情報システムでは、日本システム技術株式会社の UNIVERSAL PASSPORT EX を導入しており、このシステムを通じて、学生は履修登録やシラバスの参照を行い、教員はシラバス登録、履修者名簿の確認、成績登録などを行っている。

本専攻独自の取組みとしては、会計研究棟内で使用できるノート型PCを、学生に1台ずつ貸与している。このPCは、講義室、演習室、学生研究室で利用可能であり、授業や自習に使われている(評価の視点 6-1、6-2 参照)。これを管理するため、「会計研究科情報処理システム管理規則」及び「会計研究科情報処理システム利用手引」を制定し、情報システムの適切な利用を図っている。

6-5：教育研究に資する人的な支援体制の整備

教育を支援する人的体制について、本専攻の教務に関する事務は、事務組織の中の学務課が担当しており(評価の視点7-6参照)、履修登録、成績処理、各種証明書発行などの基幹的業務を担当している。それに加えて、専門職大学院である本専攻の場合は、教材等の保管、成績評価の基になった答案用紙、レポートその他の提出物の保管、修了者データの整備、アンケート結果の集計など、他の学部や研究科にない業務が存在する。そのため会計研究棟内で本専攻の窓口業務を担当する臨時職員4人(ただし、交代で平日10:00~16:00勤務)を委嘱している。

他方、研究を支援する人的体制について、本学と産業界を結び、研究協力及び学術交流を積極的に推進するとともに、地域社会に開かれた大学としてその知的財産を地域社会に還元し、社会

に貢献することを目的として、兵庫県立大学産学連携・研究推進機構が設置されている。その主な業務は、産業界等との共同研究及び受託研究の企画・推進、産業界等との先端的共同研究プロジェクトの実施支援、地域連携型研究の推進、各種相談業務、新たな交流企業の開拓、産学連携に係るコーディネート業務、関係外部機関との連携体制の構築、大学発ベンチャー企業創出支援、教員の研究内容の紹介（研究者データベース）である。

6-6：特色ある施設・設備、人的支援体制

本専攻の固有の目的に適合した会計研究棟と、そこで使用できる設備の整備、会計研究棟における窓口業務を担当する臨時職員の配置をあげることができる（評価の視点 6-1、6-2、6-4、6-5 参照）。

<根拠資料>

- ・添付資料 6-1：「会計研究棟利用の手引」
- ・添付資料 6-2：「会計研究棟入館用カード貸与の取扱いについて」
- ・添付資料 6-3：「会計研究棟学生研究室における自習用机貸与の取扱いについて」
- ・添付資料 6-4：「会計研究科情報処理システム管理規則」
- ・添付資料 6-5：「会計研究科情報処理システム利用手引」
- ・「神戸商科キャンパスのユニバーサル施設情報 本専攻のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/environment/facilities.html>

- ・「研究シーズ・産学連携 本学のホームページ」

<http://www.u-hyogo.ac.jp/research/>

項目 18：図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間を学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-7：図書館（図書室）には、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備していること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取り組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

6-7：図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

本学の図書館（「神戸商科学術情報館（図書部門）」：面積3,599㎡、蔵書数約53万冊、座席数約320席）は、本専攻の教育内容を修得するために必要な図書等の多くを保有している。電子ジャーナルも多数所蔵しており、目録情報のデータベース化によりOPAC（蔵書検索システム）が利用可能である。

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間

本学の図書館の利用条件は下表のとおりであり、学生の学習及び教員の教育研究に関する多様なニーズに答えている。学部学生と比べて、大学院学生は優遇されていることがわかる。

また、本学の図書館を通じて、他キャンパス学術情報館、他大学図書館、国立国会図書館、兵庫県立図書館との間で、現物貸借、文献複写、訪問利用のサービスを利用することができる。

神戸学術情報館の利用案内

開館時間	1. 月曜日～金曜日 9：00～19：00 ただし、春季・夏季・冬季休業中は9：00～17：00 2. 土曜日 9：30～20：30
休館日	1. 日曜、祝日 2. 年未年始
貸出冊数・期間	1. 学部学生 5冊以内。2週間。 2. 大学院学生 30冊以内、4週間（ただし、指定図書は2週間）。 3. 教員 100冊以内。1年（ただし、閲覧室図書及び製本雑誌は4週間。 指定図書は2週間。未製本雑誌（最新号は除く）は1週間）。

6-9：図書資料等の整備における特色ある取り組み

本学の図書館の他に、会計・経営研究資料室を設け、テキスト、専門雑誌、参考書などの整備を進めている。これは、大学院経営研究科と共用で、主に専門職大学院の学生及び教員の利用に供している。なお、会計・経営研究資料室は、会計研究棟とは別棟に位置しているが、会計研究棟からは図書館よりも近い。

<根拠資料>

- ・添付資料 6-6：「会計・経営研究資料室利用の手引」
- ・「兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術情報館の概要 神戸商科キャンパス学術情報館のホームページ」
<http://lib.laic.u-hyogo.ac.jp/laic/4/>
- ・「兵庫県立大学神戸商科学術情報館利用案内 神戸商科キャンパス学術情報館のホームページ」
<http://lib.laic.u-hyogo.ac.jp/laic/4/information/index.html>

項目 19：専任教員の教育研究環境の整備

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整備することが必要である。

<評価の視点>

6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費を適切に配分するとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔F群〕

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。〔F群〕

<現状の説明>

6-10：専任教員の授業担当時間

専門職大学院の授業は高度に専門化されたレベルであるため、教員は相当程度の準備が必要である。また、本専攻では独自の教材開発に力を入れており、それが可能なように専任教員の授業担当時間に配慮している。本専攻では、原則として、学部の授業科目も含め、教授は1年間に16単位、准教授は12単位の授業を担当することになっている。なお、大学院経営学研究科博士後期課程の授業科目は、従来から算入していない。

上述の基準に照らして一時的に超過負担になる場合は、速やかに解消するように努め、数年間でみて平準化されるようにしている。

6-11：専任教員に対する十分な教育研究環境の用意

個人研究費について、本専攻では教員個人に一律に配分するという考えはなく、限られた資源を本専攻の固有の目的を達成する観点から効率的に配分するという考えをもっている。しかし、それは決して専任教員の教育研究活動に必要な資金を配分しないということの意味するのではない。本専攻のある神戸商科キャンパスに設置された学部及び研究科に所属する教員の個人研究費と同額（教授：301千円、准教授：293千円）を最低限保障した上で、本専攻に配分された部局特色化推進費、入試経費その他を、本専攻の固有の目的を達成するために必要な教育研究活動に戦略的に配分するという意味である。

個人研究室については、みなし専任教員4人を含め、すべての専任教員が、神戸商科キャンパス内で各1室の個別研究室（19.5㎡）を使用している。そして、そこには以下の備品を標準装備している。ただし、教員本人が必要ないと認めた備品は備えていないことがある。また、個別研究室では神戸商科キャンパスの情報処理教育システムを利用して、ウェブ閲覧、大学専用のメールアドレスの利用、本学が用意した電子ジャーナルの閲覧、共有ドライブによる教材の提示などが可能である。

個人研究室の標準備品

机及び椅子、電気スタンド、ソファベッド又は応接テーブル（いずれかを選択）、書架、衝立、更衣ロッカー、傘立て、PC及びプリンタ

6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）の保証

本学には研究専念期間制度はない。それに代わるものとして、長期海外研究及び内地留学の制度がある。前者は、「公立大学法人兵庫県立大学海外出張取扱要綱に基づいて、原則として10月以上1年以内の期間で派遣するもの」であり、後者は、「原則として6月以内の期間で国内の大学その他の教育研究機関に派遣するもの」である（「公立大学法人兵庫県立大学神戸商科キャンパス国内外の大学その他の教育研究機関への教員の派遣に関する内規」第2条を参照）。

なお、専門職大学院の教育の負担が大きいことから、本専攻の教員がこれらの制度を利用した事例はまだない。

<根拠資料>

- ・添付資料 6-7 : 「公立大学法人兵庫県立大学神戸商科キャンパス国内外の大学その他の教育研究機関への教員の派遣に関する内規」
- ・添付資料 6-8 : 「兵庫県立大学神戸商科キャンパス 海外研究（長期・短期）、内地留学、交換教員の募集について（2020年度）」

【6 教育研究等環境の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

研究専念期間制度がないことは、専任教員の教育研究能力の維持する観点から問題である。

(2) 改善のためのプラン

研究専念期間制度の導入は、本専攻だけでできることではないので、大学本部に要望する。

7 管理運営

項目 20：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。〔F群〕

7-2：管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。〔F群〕

7-3：経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。〔F群〕

7-4：企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔F群〕

7-5：経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

7-1：管理運営を行う固有の組織体制の整備

本専攻は、独立研究科として設置され、「兵庫県立大学教授会規程」に基づき教授会を置き、専任教員（みなし専任教員を含む。）は教授会構成員となる。教授会において審議する事項は、会計研究科教授会規程第7条に定めている。

また、個別の問題を処理するために、教務委員会、学生生活委員会、入学試験委員会、入学試験制度委員会、広報委員会、自己評価委員会、予算委員会等を設置している。全専任教員がいずれかの委員会に所属しており、それぞれの規程も整備されている。

（審議事項）

第7条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）学生の入学及び課程の修了

（2）学位の授与

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（1）教育課程の編成

（2）学生の履修

（3）学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く。）

（4）学生の懲戒処分

（5）研究科長候補者の推薦

（6）教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査

- 3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 4 みなし専任教員及び他組織教員は、第1項及び第2項第1号から第4号に関する事項にのみ、審議に出席することができる。

7-2：関連法令に基づく適切な規程の制定及び運用

必要な規程を整備するとともに、本専攻の管理運営にあたっては、関連法令及び学内規程に準拠することを旨としており、適切に遵守されている。そのため本専攻の管理運営に係る規程は、必要に応じて見直しを行い、教授会の意見を聴いた上で改正している。最近の大きな改正の必要性は、教授会の役割を明確化する学校教育法等の一部改正が行われた時である。教授会は教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して意見を述べる関係にあることを明確化するため、規程全般にわたり改正を行った。

7-3：専任教員組織の長の任免等に関する適切な基準の設定及び運用

会計研究科長の任命、選考、任期等に関しては、「兵庫県立大学学部長等選考規程」に定められている。その選考手続は、同規程第2条に基づき、下表のようになる。

(任命及び選考)

第2条 理事長は、学長の申出に基づき、学部長等を任命する。

2 前項に規定する学部長等の任命は、理事会の議決を経て行う。

3 第1項に規定する学長の申出は、公立大学法人兵庫県立大学組織規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第1号。以下「組織規程」という。）第8条の3に規定する人事委員会（以下「人事委員会」という。）が学部長等の推薦に基づいて行う選考の結果に基づき行う。

4 学部長等は、前項の規定により学部長等候補者を推薦するときは、あらかじめ公立大学法人兵庫県立大学教授会規程（平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第78号）第2条第1項に規定する教授会又は同条第2項に規定する教授会に代えて置かれる委員会の意見を聴き、その意見を付した上で、原則として複数の者を挙げなければならない。

5 学校教育法（昭和23年法律第26号）第4条第1項第1号に規定する文部科学大臣の認可が必要な場合その他の人事委員会が特に必要と認める場合の学部長等の選考については、第3項の規定にかかわらず、学部長等の推薦に基づくことを要しないものとする。

(選考の時期)

第3条 人事委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に学部長等を選考する。

(1) 学部長等の任期が満了するとき

(2) 学部長等が辞任を申し出たとき

(3) 学部長等が欠けたとき

2 学部長等の選考は、前項第1号に該当するときは任期の満了日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当するときは速やかに行う。

(学部長等の任期等)

第4条 学部長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第3条第1項第2号又は第3号に規定に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とす

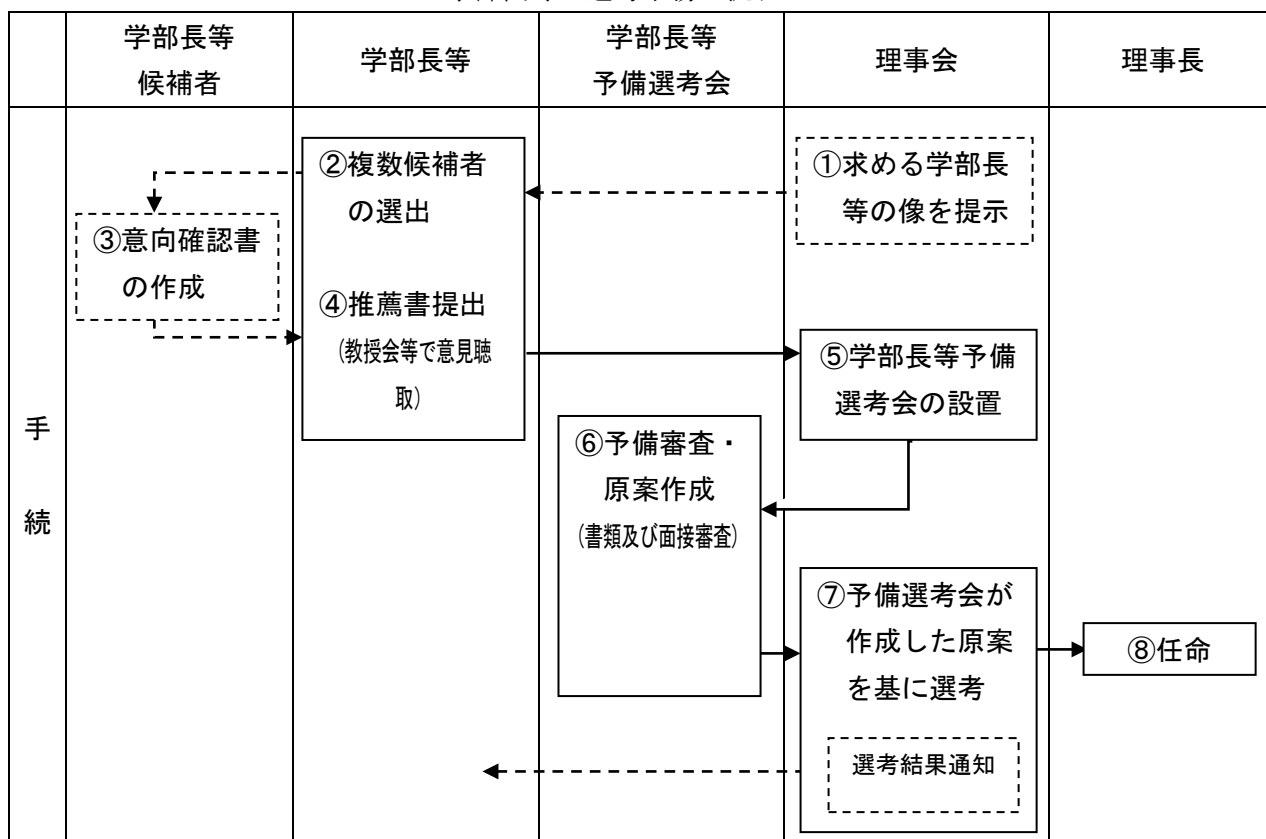
る。

(解任)

第5条 理事長は、学部長等が次の各号のいずれかに該当するとき、その他学部長等たるに適しないと認めるときは、理事会の議決を経て、学部長等を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- 2 前項の規定により学部長等を解任する場合は、学長の申出に基づき行うものとする。
- 3 前項に規定する学長の申出は、人事委員会の審査の結果に基づき行う。
- 4 理事長は、学部長等を解任する場合には、その学部長等に弁明の機会を与えるものとする。

学部長等の選考事務の流れ



以上を受けて、本専攻は、「会計研究科長候補者選考規程」に従い、会計研究科教授会構成員（みなし専任教員を除く。）による意向投票により会計研究科長候補者を選考している（第4条）。なお、研究科長候補者として推薦される者は、研究科長就任時において会計研究科に所属する専任の教授（みなし専任教員を除く。）である（第3条）。また、研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(選考の時期)

第2条 選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

- 2 前項第1号に該当する場合にあっては、研究科長は、選考を行った上で、理事長が定める日までに研究科長候補者の推薦（以下「推薦」という。）を行わなければならない。
- 3 第1項第2号に該当する場合にあっては、研究科長は、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。
- 4 第1項第3号に該当する場合にあっては、理事長が指名する者が、速やかに選考を行った上で、推薦を行わなければならない。
（研究科長候補者の資格）
- 第3条 研究科長候補者として推薦される者は、研究科長就任時において会計研究科に所属する専任の教授（平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に該当する教員（以下「みなし専任教員」という。）を除く。）とする。
（選考手続）
- 第4条 研究科長（第2条第4項に規定する場合にあっては理事長が指名する者。次項において同じ。）は、第2条の規定により選考を行うときは、あらかじめ会計研究科教授会（以下「教授会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 2 前項の規定により研究科長が教授会の意見を聴く手続については、別に定める。
（任期）
- 第5条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 第2条第1項第2号又は第3号に該当する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

7-4：外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等
本専攻では、「応用・実践科目」の中の「ケーススタディ科目」で、学外研修（インターンシップ）を実施している。そのため、「会計研究科学外研修（インターンシップ）規程」に基づいて研修機関と覚書を締結している。また、学外研修（インターンシップ）の事業委託費及び実施に伴う経費（主に旅費）は、授業料とは別に徴収している会計研究科教育充実費から支弁している。会計研究科教育充実費は、本専攻が大学院経営研究科経営専門職専攻と共同で運営している「産学公人材イノベーション推進協議会」の特別会計として管理しており、出納業務は同協議会事務局に委託している。

7-5：関係する学部・研究科等との連携・役割分担

本専攻は、神戸商科キャンパスに設置された国際商経学部、社会情報科学部、大学院経営学研究科経営学専攻、大学院経営研究科経営専門職専攻と連携する関係にある。本専攻の専任教員が、学部及び他研究科の教育の一部を担うと同時に、本専攻の授業科目の一部で学部及び他研究科の専任教員の応援を求めており、加えて相互に人事交流を行うなど、相互に連携する体制となっている。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：「会計研究科 2019 年度講義要目」（会計研究科学外研修（インターンシップ）規程）
- ・添付資料 7-1：「会計研究科教授会規程」
- ・添付資料 7-2：「会計研究科委員会諸規程」
- ・添付資料 7-3：「会計研究科長候補者選考規程」
- ・添付資料 7-4：「会計研究科 2019 年度委員会名簿」

- ・添付資料 7-5：「実習生派遣に関する覚書（様式）」
- ・添付資料 7-6：「産学公人材イノベーション推進協議会会計研究科教育充実費特別会計規程」
- ・「兵庫県立大学教授会規程 本学のホームページ」

<https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/78kyoujukai.pdf>

- ・「兵庫県立大学学部長等選考規程 本学のホームページ」

<https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/17gakubtyounado.pdf>

項目 21：事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の運営に関して特色ある取り組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-6：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。〔大学院〕第 42 条〕〔F 群、L 群〕

7-7：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F 群〕

7-8：事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

7-6：適切な規模と機能を備えた事務組織の設置

本専攻の目的達成を直接支援する事務組織は、神戸商科キャンパス経営部の総務課、学務課、国際交流・学生課及び学術情報課の 4 課であり、その主な業務内容は下表のとおりである。なお、窓口受付時間は、原則として平日の 9：00～17：00 である。

神戸商科キャンパス経営部（事務組織）の概要

課 名	担当名	教員及び学生に係る主な業務内容
総務課	庶務関係	教員の人事・サービス、危機管理、女性研究者支援、教員の内外留学、非常勤講師の委嘱・応嘱に関する事務
	経理関係	学部・研究科の経理事務、教員研究費の経理事務、入学料・考査料・授業料の収入に関する事務
学務課	教務グループ	教務、研究科の入学試験、教授会・委員会の運営、学生の履修・成績管理、障がい学生支援に関する事務
	入試グループ	大学入試センター試験、学部の入学試験、学部入試広報、障がい学生支援に関する事務
国際交流・学生課	学生支援グループ	学生の授業料免除・奨学金、学生の入学・休学・復学・退学・除籍、障がい学生支援に関する事務
	国際交流グループ	留学生の受け入れ及びサポート、外国人留学生奨学金、交換留学生に関する事務
学術情報課	情報システム部門	キャンパス情報処理教育システム、キャンパスネットワーク及びサーバの管理・運用・操作に関する事務

また、人員配置の状況については、統括者である神戸商科キャンパス経営部長、経営部次長を含め、事務職員は13人（再任用職員等3人を含む。）、事務委託員等33人で、合計46人の体制であり、具体的な人員配置は下表のとおりである。

なお、かねて学術情報課は図書館部門及び情報システム部門に分かれていたが、2018年度から図書館業務を外部委託した。

事務組織の人員構成

	部長	次長	課長	課員	事務委託員等	合計
総務課	1	1		3	14	19
学務課			1	7	5	13
国際交流・学生課			1	2	12	15
学術情報課					2	2
合計	1	1	2	9	33	46

注：総務課及び学術情報課の課長は、経営部次長が兼務している。

7-7：事務組織の適切な運営

前述のように、神戸商科キャンパスに総務課、学務課、国際交流・学生課及び学術情報課の4課を配置している。これら4課間の意思疎通を図り、有機的連携を保つため、毎週1回（原則として金曜日）、経営部長、経営部次長、学務課長、国際交流・学生課長から構成される課長会議を開催している。また、神戸商科キャンパス内の懸案事項の調整のため、毎月1回（原則として第3水曜日開催）、副学長、学部長・研究科長をはじめとする部局長、経営部長、経営部次長、学務課長、国際交流・学生課長等から構成されるキャンパス部局長連絡会議を開催している。

さらに全学的な見地から円滑な運営を図るため、経営部長が、本学の教学に係る重要事項を審議する教育研究審議会（原則として第4水曜日開催）、学部長等連絡会議（原則として第4水曜日開催）にオブザーバーとして出席し、情報を共有できるようにしている。そして、教育研究審議会の前に経営部長会議を開催し（原則として第4水曜日開催）、管理運営に係る全学的な事務について意思疎通を図っている。

7-8：事務組織の運営における特色

本専攻の事務を専ら担当する職員（主担当）は、学務課に所属する課員1人であるが、学務課教務グループでは他に副担当の課員1人を配置しており、相互に補完し合いながら、チームとして事務処理を行うグループ制を採用している。教務グループ（主担当・副担当を含む課員4人、嘱託員等2人）は、神戸商科キャンパスに設置された学部及び研究科に係る教務事務等を、互いに補いながら共同して処理している。

このように、入学試験やカリキュラム編成など事務が輻輳する時期においても、主担当の職員にかかる負担が過重とならないように、グループ内で協力し合って事務を遂行している。なお、学務課担当業務以外についても、それぞれの課又は担当において共同して事務を遂行し、特定の職員の過剰負担とならないように配慮している。

<根拠資料>

- ・添付資料 7-7 「兵庫県立大学神戸商科キャンパス経営部事務分掌表」

【7 管理運営の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本専攻の管理運営組織としては、独立の教授会を設置し、独自の研究科長の選考が行われている。教授会では教育研究に関する重要事項について審議するほか、将来に向けた企画立案を行っている。このように独自の管理運営組織をもつことは重要なことではあるが、一方で小規模な組織であるため難しい面もある。独立研究科であるため、大学の規程に基づいて設置される委員会も多く、1人が幾つもの委員を兼任している。大学本部での会議も多いため、負担を軽減するように合理化する必要がある。

(2) 改善のためのプラン

公立大学法人化した後、大学全体の管理運営組織も変わっていることから、重要性の低下した委員会の統廃合を行う。

8 点検・評価、情報公開

項目 22：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取り組みとして実施していること。（「学教法」第109条第1項、「学教法施規」第158条、第166条）〔F群、L群〕
- 8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕
- 8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕
- 8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕
- 8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

8-1：自己点検・評価の組織的かつ継続的な実施

本学は、開学当初から本学の目指す大学像の実現に向けて中期計画（計画期間：3年間）を策定し、この中期計画の着実な推進を図り、本学の教育、研究、社会貢献活動等の質の向上に資するとともに、大学運営の状況を明らかにし、社会への説明責任を果たすため、中期計画の進捗状況について自己点検・評価を実施してきた。さらに、本学の業務の実績について評価を行い、業務運営の改善・充実及びその計画的な運営に資するため、設置者（兵庫県）において兵庫県立大学評価委員会を設置し、定期的な評価を行ってきた。

2013年4月に公立大学法人に移行したことを契機に、地方独立行政法人法の規定により、計画期間を6年間とする中期計画を策定するようになり、また評価機関の名称も兵庫県公立大学法人評価委員会に変わったが、自己点検・評価に関しては、本学と設置者との関係に大きな変更はない。本専攻は、大学を構成する部局の1つとして、このような自己点検・評価に取り組んできた。

他方、本専攻独自の取り組みとしては、2009年3月に最初の修了生を送り出したことを契機に、（財）大学基準協会の経営系専門職大学院基準を参考にして、2007年度及び2008年度の活動について最初の自己点検・評価報告書を作成した。そして、その後もこの取り組みを継続している。そのための組織としては、研究科長を委員長とした自己評価委員会があるが、自己点検・評価の対象である本専攻の活動にはすべての専任教員が関わっていることは言うまでもない。

8-2：教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みの整備

本専攻では、自己点検・評価や認証評価を、本専攻の現状を客観的に把握し、必要な改善につ

なげる機会と捉えている。そのため、本専攻の評価活動は、自己評価委員会を中心に、すべての専任教員で取り組んでいる。その結果に基づいて教授会で審議したり、具体策を教務委員会、学生生活委員会、FD委員会などで取り上げたりして、情報の共有化と方針の徹底を図っている。

8-3：認証評価機関等からの指摘事項への適切な対応

本専攻は、2010年度に（財）大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審した。その結果は「本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する」というものであり、総評では「教育目的の達成および特徴の伸張のため、鋭意検討を行うことが望まれる諸点として指摘されるものの、貴専攻は、会計分野の専門職大学院として、全体的に適切な運営がなされ、かつ、優れた取組みも見られることから、総じて高く評価するところである」というコメントをいただいた。

本専攻は、2015年度に再び（公財）大学基準協会による経営系専門職大学院認証評価を受審した。その結果は「本協会の経営系専門職大学院基準に適合していると認定する」というものであり、総評では「他の会計分野の専門職大学院の参考となるような優れた取組みも少なくない。このような取組みをより充実・発展させるためにも、今回の認証評価で指摘した検討課題等を、貴専攻における教育の質の改善に向けた助言として、今後の中長期ビジョン策定の中で考慮されることを期待するものである」というコメントをいただいた。

一方、問題点（検討課題）、改善状況及び検討所見一覧は、下表のとおりである。

問題点（検討課題）、改善状況及び検討所見一覧

<p>2015年度 大学基準協会経営系専門 職大学院認証評価結果</p>	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) シラバスの「講義内容・授業計画」では、授業計画として各回のテーマが記載されているが、例えば、「発展科目」では、その科目の特質に応じて講義形式で授業を行うものと演習形式で授業を行うものがあると見受けられるものの、シラバスの記載内容からは、講義形式なのか、演習形式なのかが判然としないものも多いことから、具体的な授業内容・方法等を記載することを中心としたシラバスの詳細化について検討することが望まれる。</p> <p>(2) 定員の未充足問題については、貴大学経営学部の早期卒業制度を利用し、経営学部と連携した専門一貫教育を推進することを定員充足に向けた1つの方策として掲げていることから、状況改善に向けて、かかる取組みを中心とした継続的な対応が望まれる。</p>
<p>2016年7月 「改善報告書」の提出</p>	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 専門職大学院は、理論と実務を架橋した教育を行うことを基本とし、少人数教育、双方向的・多方向的な授業、事例研究、現地調査などの実践的な教育方法をとることが求められている。このことから、演習形式の授業はもちろんのこと、講義形式の授業においても、その一部において「教員による一方的</p>

な講義形式の教育」とは異なる方法を採用することがある。

そのような場合には、その趣旨がシラバスを通じて学生に正しく伝わるようにするため、「会計研究科シラバス記載要領」を改訂することにした。具体的には、別添資料にあるように、本学のシラバスの様式においては、講義内容または授業計画の欄において、授業方法を具体的に記載するように明記した。

(2) 本専攻は、評価時点で定員を大きく割り込んだ状態であった。このため、「定員の未充足問題については、貴大学経営学部の早期卒業制度を利用し、経営学部と連携した専門一貫教育を推進することを定員充足に向けた1つの方策として掲げていることから、状況改善に向けて、かかる取組みを中心とした継続的な対応が望まれる（評価の視点 4-5）」という指摘を受けた。

過年度の入学試験の結果を振り返ると、平成 24 年度入試では、定員を超える 42 名の合格者があったにもかかわらず、結果的に生じた定員割れであった。これは、厳格な定員管理を行ったことが裏目に出た結果であり、一時的な現象であった。その証拠に、次の平成 25 年度入試では、定員ちょうどの入学者であった。これに対し、平成 26 年度入試および平成 27 年度入試では、志願者が定員未満であった。この結果については、監査法人への就職難に端を発した公認会計士志望者の減少によるところが大きいといえる。

年度	H24	H25	H26	H27	H28
定員	40	40	40	40	40
志願者数	53	52	33	32	53
合格者数	42	43	27	28	49
入学者数	34	40	21	24	40
充足率	0.85	1.00	0.53	0.60	1.00

志願者を大幅に増やし、定員を充足することが本専攻の最大の課題と認識し、平成 27 年度から次のような対策をとった。

- ① 広報活動の強化。進学説明会の参加者に対するアンケート結果より、志願者の主な情報源がホームページであることを確認していることから、ホームページの充実を最重要課題とした。そこで、ホームページの更新回数を増やすとともに、平成 27 年度から「修了生の声・在校生の声」のページを新設し、本研究科の魅力をアピールしている。
- ② 内部進学者の増加。本学の経営学部との連携強化には特に注力している。早くから動機づけるため、5月に1・2回生を意識した説明会を開催し、前年度と比べて参加者数を増やした。

	<p>③外部進学者の増加。面識のある他大学の教員、過年度に受験実績のある大学に、年2回、パンフレットおよび学生募集要項を郵送した（各250通）。また、社会人に対しては、会計大学院連合広告企画として、日本経済新聞（平成27年8月25日朝刊）に広告を行った。</p> <p>④留学生の増加。国際化の観点から留学生の受け入れを増やすことは本学の方針でもある。国際交流協定締結校から留学生を受け入れることを目指して、平成27年9月、本研究科教員および学生が協定校を訪問し、交流を深めるとともに、本研究科の魅力をアピールした。</p> <p>このような努力の結果、平成28年度入試では、志願者が定員を超え、入学者は40名であった。今年度以降も上記の取組みを継続し、定員充足に努める所存である。</p>
<p>2017年3月 「改善報告書検討結果」</p>	<p>問題点（検討課題）のみのため、なし。</p>

8-4：自己点検・評価、認証評価の結果に基づく教育研究活動の改善・向上

2010年度の経営系専門職大学院認証評価受審時に、「教育目的として『国際的視野』を掲げていることから、国際的動向を取り上げる科目の増設または各科目における国際的動向に関する内容の充実をより一層図る……ことが望まれる」という指摘があった。これを受けて本専攻は、2011年度に「英文会計」「IFRS会計」「IT監査」「経営情報システム」の4科目の新設を決定した。

また、2015年度の経営系専門職大学院認証評価受審時には、「具体的な授業内容・方法を記載することを中心としたシラバスの詳細化について検討することが望まれる」という指摘があった。これを受けて本専攻は、「会計研究科シラバス記載要領」を改訂した。その後、シラバスの記載内容の精査について、自己点検・評価委員会の外部委員から改善意見があったことから、教務委員会によるチェックを一層徹底するなどして、適切なシラバス作成に努めている。

8-5：自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等の特色

本専攻は、2008年度から独自の自己点検・評価に取り組んでいる。自己点検・評価報告書を作成し、客観的な視点から自己点検・評価の検証を行うとともに、その後の改善活動の参考にするため、外部委員3名を委嘱し、それぞれに自己点検・評価報告書について意見を求めてきた。そして、寄せられた意見は、その性格に応じて所管する委員会で検討し、措置している。他方、中にはすぐに解決できない課題もある。たとえば定員割れの問題である。これについては既述のように、「検討及び改善が必要な点」として掲げている。

なお、会計研究科教育課程連携協議会の発足に伴い、自己評価委員会の外部委員は廃止した。今後は、同協議会を通じて第三者の意見を聴取することになる。

<根拠資料>

- ・添付資料 8-1：「会計研究科自己評価委員会規程」

- ・「兵庫県立大学自己評価委員会規程 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/07jikohyoukaiinkai.pdf.pdf>
- ・「自己点検・評価報告書 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>
- ・「兵庫県立大学中期目標・中期計画 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/houjin/middle.html>
- ・「兵庫県公立大学法人評価委員会 兵庫県のホームページ」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/pa16/hyoukaiinkai.html>

項目 23：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取り組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。〔学教法〕第109条第1項〔F群、L群〕

8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表していること。〔F群〕

8-8：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。〔学教法施規〕第172条の2第1項及び第2項〔F群、L群〕

(1) 教育研究上の目的に関すること。

(2) 教育研究上の基本組織に関すること。

(3) 教員組織、教員数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

(4) 学生の受け入れ方針及び入学者数、収容定員及び在籍学生数、修了者数並びに進路等の状況に関すること。

(5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

(6) 学修成果に係る評価及び修了認定に当たっての基準に関すること。

(7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

(8) 授業料、入学料その他の徴収する費用に関すること。

(9) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

(10) 専門性が求められる職業に就いている者等との協力状況。

8-9：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

8-6：自己点検・評価の結果の公表

本学及び本専攻による自己点検・評価の結果は、すべてホームページに掲載して広く公表している。

8-7：認証評価の結果の公表

本学及び本専攻が受審した認証評価の結果は、すべてホームページに掲載して広く公表している。

8-8：組織運営と諸活動の状況に関する情報公開

本学では、各大学等において教育情報の公表を行う必要がある項目、すなわち法定項目については、大学本部が学部及び研究科のデータを一括して公表している。説明責任を果たすための制度としては、「兵庫県情報公開条例」及び「兵庫県立大学情報公開条例施行規程」に基づく情報公開の手続を定めているが、これは知る権利を保障する最低限の手段である。

他方、任意の情報公開については、「兵庫県立大学広報戦略」の中で、次のように広報活動の目的を定めており、戦略的で積極的な広報が求められている。

1 広報の目的

本学の広報は、社会の変化や大学を取り巻く課題に真摯に向き合い、教育・研究・社会貢献において着実な成果をあげていることを効果的に発信していくことによって、「社会から信頼され評価される、世界水準の大学」（創基 100 周年ビジョン）としてブランド力を向上させ、社会からの名望を高めることを目的とする。

本専攻は、上記の方針に基づき、ホームページの充実、パンフレットの配布、進学説明会の開催等の活動を進めている。特に入試広報では、進学説明会の参加者に対するアンケートの結果から、受験者の主な情報源がホームページであることを確認しており、ホームページの充実が最重要である。そこで、「修了生の声・在校生の声」のページを設け、本専攻の魅力をアピールする一方、教員組織、入学試験の結果、授業料減免・奨学金の利用、修了者の進路については、実績を数値で示している。

現在、本専攻のホームページの主な構成は、次のとおりである。

本専攻のホームページの構成

研究科紹介

研究科長挨拶

概要（会計研究科の概要、会計研究科設置の趣旨、会計研究科規程）

人材育成（人材育成のターゲット）

自己点検・評価（分野別認証評価、自己点検・評価報告書、大学機関別認証評価）

教育・カリキュラム

カリキュラムの特徴（カリキュラム・ポリシー、充実した学習支援、職業倫理の重視、リーダーの育成、バランスのとれた授業科目）

科目体系（授業科目一覧、シラバス、キャリアプラン別履修モデル、教職課程）

少人数教育

履修及び修了要件（履修登録単位数の上限、成績評価、ディプロマ・ポリシー、修了要件）

教員数

教員紹介

教育環境（会計研究棟、図書館、会計・経営研究資料室、ユニバーサル施設情報、ハラスメントへの対策）

入学案内

アドミッション・ポリシー

一般入試（入学者選抜要項）

推薦入試（入学者選抜要項）

過年度の入試結果

進学説明会

問合せ先（学生募集要項の配布、個別入学資格審査、受験における特別の配慮、過去の入試問題）

学生生活

学費及び経済的支援（入学料及び授業料、授業料免除制度、奨学金制度）

キャリアサポート（キャリアセンター）

修了生の進路（修了生の主な進路、公認会計士試験の結果）

ホームカミングデイ

同窓会（会計研究科同窓会、淡水会、兵庫県立大学学友会）

各種証明書の発行

在校生の声・卒業生の声

アクセス・問合せ先

神戸商科キャンパスへのアクセス

キャンパスマップ

報告その他

教員公募

更新履歴

阪本安一先生記念基金

8-9：特色ある情報公開

専門職大学院は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」（学校教育法第99条第2項）のであるから、この目的をどの程度達成しているのかについて第三者が判断できる情報を公開することが最も重要である。本専攻は、修了時の進路に加えて、その後のキャリアについても可能な限り把握に努め、最新の情報を本専攻のパンフレットやホームページに公表している（評価の視点 2-35 参照）。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-3：「会計研究科パンフレット（2019年度）」
- ・添付資料 8-2：「会計研究科の広報活動に関するアンケート（様式）」
- ・「自己点検・評価報告書 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>
- ・「兵庫県立大学中期目標・中期計画 本学のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/outline/houjin/middle.html>
- ・「認証評価 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/outline/hyouka.html>
- ・「大学機関別認証評価 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/future/accredit/>

- ・「兵庫県情報公開条例 兵庫県のホームページ」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk33/documents/2804johokokaijorei.pdf>
- ・「兵庫県立大学情報公開条例施行規程 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/rules/regulations/pdf/12jouhoukoukai.pdf>
- ・「教育情報の公表 本学のホームページ」
<https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/kouhyou/index.html>
- ・「兵庫県立大学広報戦略 本学のホームページ」
https://www.u-hyogo.ac.jp/public_relations/pdf/kohosenryaku.pdf
- ・「本専攻の情報公開 本専攻のホームページ」
<http://www.u-hyogo.ac.jp/acs/>

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

ホームページの情報発信力を一層高める必要がある。社会で活躍する修了生の現況や、所属機関の評価など、本専攻の魅力をアピールできる情報を一層充実する必要がある。

(2) 改善のためのプラン

修了生や学生へ働きかけ、了解のとれたものから順次ホームページに掲載していく。

終章

(1) 自己点検・評価を振り返って

本専攻は、社会のニーズを反映した教育目的に基づき人材育成のターゲットを明確にした上で、理論教育と実務教育の架橋を図り、かつ、系統的・段階的履修を可能とするカリキュラムを編成している。また、履修登録できる単位数に上限を設けたり、公正かつ厳格に成績評価を行ったりと、単位制度の実質化に配慮を払い、質の高い教育を行っている。さらに、少人数で行う演習形式の授業科目が充実しており、これに対する修了生の満足度も高い。加えて、学生生活に関する支援、キャリア支援、学習環境の整備等についても、一定の成果をあげている。これらのことから、本専攻は、「会計修士（専門職）」の学位に相応しい教育を行っていると自負している。

本専攻の修了者の進路状況を見ると、監査法人、税理士法人、税理士事務所のほか、民間企業（企業その他の法人）や公的部門（国税専門官、地方自治体、独立行政法人など）でキャリアを歩んでいることが分かっている。民間企業においても、多くの者が専門性の高さを評価されて、経理社員として採用されている。この点で学部卒業生とは顕著な相違がある。言い換えれば、専門職大学院の存在意義は、学部卒業生とは異質な人材を育成するところにある。このことが、今回の自己点検・評価を通じて再認識された。

(2) 今後の改善方策、計画等について

現在、学生の受け入れについては、定員割れの状況にある。いかに質の高い教育を行っていたとしても、それを受ける学生がいなければ、そこから成果はあがらない。また、学部再編を受けて、学部と大学院との接続を図るとともに、大学院教育の目的の明確化など、あるべき大学院の姿を描くことを意図して、経済・経営系大学院一体改革を行っている。その中でも会計専門職業人を育成するという本専攻の目的は不変であるから、この目的を達成し、それを通じて社会に貢献するために、一層の教育の充実を図るよう、教職員一同、新たな決意をもって鋭意努力していく所存である。